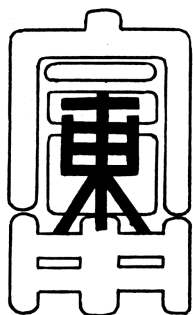


◇◇職員必携◇◇

令和6年度

危機管理マニュアル



富良野市立富良野東中学校

076-0056

富良野市瑞穂町1番30号

TEL 0167-22-2770

目 次

1	学校における危機管理	1	9	管理上の事故	26
2	事故報告	1	①	不審者の侵入	27
3	危機管理対応の原則	2	②	外部の者による物品の盗難	28
4	危機管理の基本手順	3	③	外部の者による物品の器物破損	29
5	日常の取組	5	④	感染症の発生	30
6	校内における事故防止のために	6	⑤	学校給食による食中毒	31
7	いじめ早期発見・事案対処マニュアル	7	⑥	学校給食への異物混入	32
8	危機発生時の対応	8	⑦	窒息時の対応	33
①	登下校中の交通事故	9	⑧	食物アレルギー	34
②	登下校中の突発的な自然災害への対応	10	⑨	飲料水の事故	35
③	授業中（体育）の事故	12	⑩	地震	36
④	授業中（特別支援教育）の事故	13	⑪	台風、暴風雪（雪害）	37
⑤	学校行事中の事故	14	⑫	火災	38
⑥	熱中症	15	⑬	シックハウス症候群	39
⑦	暴力行為	16	⑭	施設・設備の老朽化・整備不良等による事故	40
⑧	部活動中の事故	17	⑮	犯罪の予告	41
⑨	自殺（予告）	18	⑯	施設・設備の爆破（爆破予告）	43
⑩	家出	19	⑰	弾道ミサイルが発射された際の対応	45
⑪	インターネット上の誹謗中傷	20	⑱	生徒の個人情報の保護	47
⑫	SNSや出会い系サイト等による性被害	21	⑲	修学旅行中の交通傷害	49
⑬	万引き	22	⑳	入学者選抜への遅刻 （学力検査場へ向かう交通機関の事故による遅刻）	50
⑭	校内での盗難	23	㉑	報道機関への対応	51
⑮	生徒の心の健康問題	24			
⑯	児童虐待	25			

1 学校における危機管理

事故の未然防止や速やかな解決に向け、対応の仕方について事前に考えておく。

1 危機管理の目的

- (1) 生徒及び教職員の安全を確保すること。
- (2) 学校と生徒・保護者・地域社会との信頼関係を保つこと。
- (3) 組織的で迅速かつ的確な対応により、学校を安定した状態にすること。

2 危機管理のプロセス

- (1) 危機の予知・予測
- (2) 危機管理体制の確立に向けた取組
- (3) 危機発生時の対応
- (4) 事後の危機管理（心のケア）
生徒は、危機に直面する恐怖や喪失体験などに心に傷を受け、心身の健康問題が現れる。ほとんどは時間の経過とともに薄れていくが、「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」などに移行する場合もあるため、危機発生後直後から生徒や保護者等に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努めることが大切である。
- (5) 対応の事後評価と再発防止に向けた取組
- (6) 信頼回復に向けた取組

2 事故報告

1 生徒の事故報告

事故の速報

《事故の速報》

事故速報受理票に基づき、事故発生後速やかに教育委員会に報告する

- (1) 非行事故報告
 - ① 犯罪、不良行為等
 - ② 出席停止（学校教育法第35条）
 - ③ その他必要と認める場合
- (2) 交通事故報告
 - ① 死亡
 - ② 全治1週間以上の負傷及び後遺症のおそれのある場合
 - ③ その他必要と認める場合
- (3) 一般事故報告
 - ① 病気以外の脳因による死亡
 - ② 全治3週間以上の致傷及び後遺症のおそれがある場合
 - ③ その他必要と認める場合
- (4) 事故報告後の状況報告
 - ① 長期にわたる加療を要する事故の場合
 - ② 非行事故等に関わる指導が長期にわたる場合及びある期間後に状況が変化した場合
 - ③ 事故後に他の事故との併合が判明した場合

2 教職員の事故報告

《事故の速報》

事故報告に基づき、事故発生後速やかに教育委員会に報告する

3 施設関係の事故報告

《事故の速報》

速報及び報告かつ速やかに教育委員会に報告する

③ 危機管理対応の原則

《対応の原則》

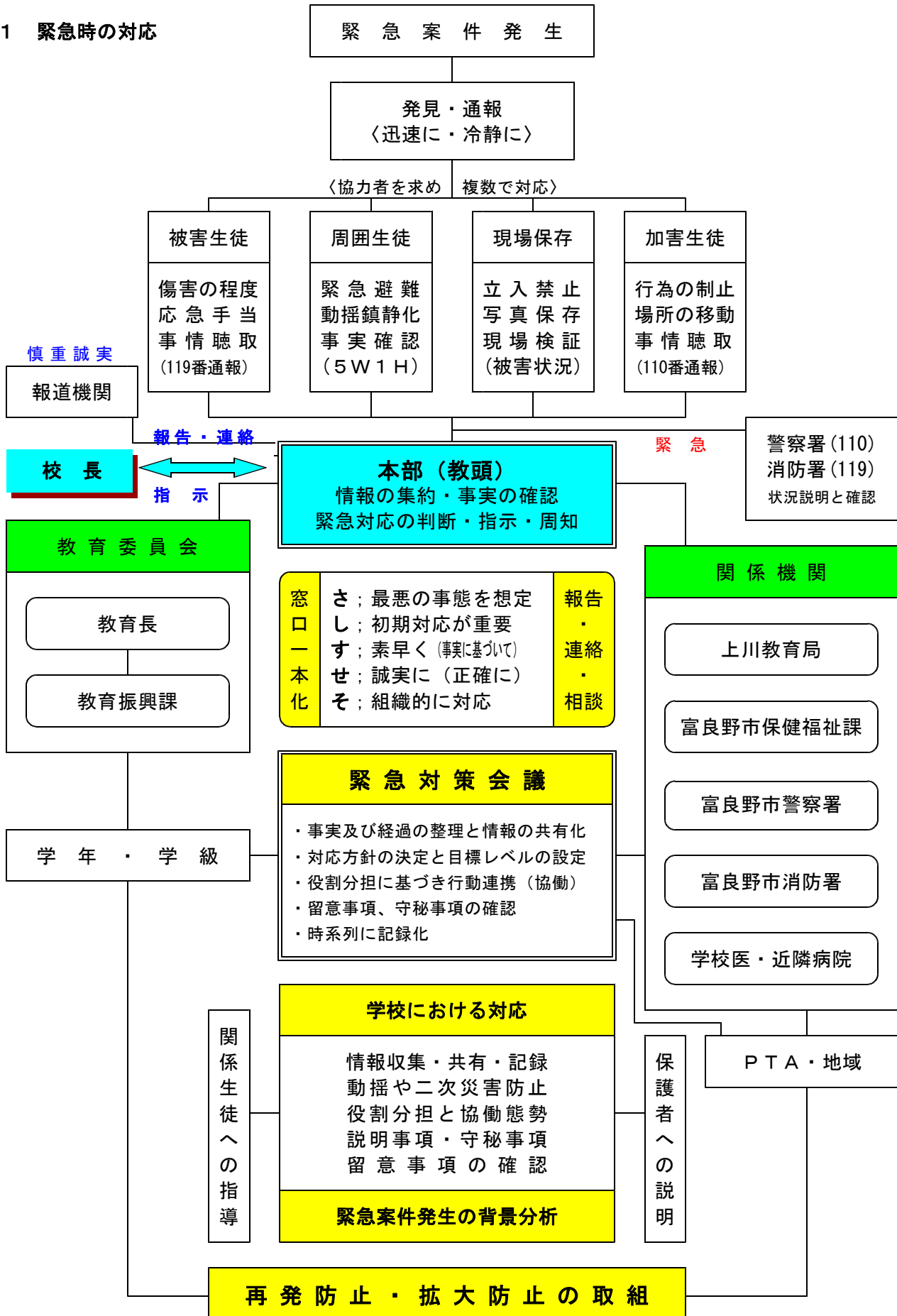
- ◎ 「人命尊重」「人権尊重」を第一とする。
- ◎ 被害を最小限度にするように冷静な判断で迅速に対応する。
- ◎ 正常な学校運営に復帰させ、生徒、保護者、地域社会の信頼を確保する。
- ◎ 再び同じ事故が起こらないように再発防止手段を講じる。
- ◎ 誠意ある対応を講じる。

《具体的対応則》

- 事実の把握
「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように（5W1H）を把握し、協力者を求め速やかに対応する。
- 緊急対応体制づくり
臨時職員会議、対策・組織会議の設置など校内体制を確立する。
- 保護者への連絡
事故後速やかに連絡、報告する。学校管理下の事故については、法的な問題は後にして陳謝する。
- 関係機関への報告、遺漏のない情報伝達
教育委員会に対しては、重大性や波及性、緊急性の視点から速やかに報告し、必要な指導・助言を受ける。
- 報道機関への対応
窓口を一本化し、管理職が誠意ある対応をする。
- P T A 役員、生徒、保護者への対応
正確で必要な情報を伝え、憶測が流れないように配慮する。
- 記録化
可能な限り事故発生の経過・処置・対応等を時系列で詳細に記録する。
- 危機の終結
危機が終結したことを内外に向けて明確に示す。危機に至った原因の解明と改善策の検討を行う。安全点検、安全指導を見直し、事故防止の徹底を図る。
- いじめの対応
「和寒中学校いじめ防止基本方針」に沿って対応する。

4 危機管理の基本手順（対応マニュアル）

1 緊急時の対応



2 役割分担

担当者	不在時	役割内容
校長	教頭	最終判断
教頭	校長	指示・状況把握・関係者招集・関係機関への報告・外部対応
主幹教諭	教頭	生徒指導の対応策検討・具申
教務主任	生徒指導	生徒指導の対応策検討・具申
生徒指導部長	教頭	生徒指導の対応策検討・具申
学級担任	副担任	生徒への指示・家庭への連絡
副担任	担任	学年間の連絡・調整
養護教諭	教頭	病院への連絡・救急車の手配等
事務職員 業務員	教頭	施設にかかわる応急処置と対応策検討

3 緊急事態の発生時における関係機関連絡先

(1) 警察・消防

関係機関名	電話番号
富良野警察署	22-0110
富良野消防署	23-5119

(2) 病院

関係機関名	電話番号
富良野消化器内科クリニック	56-7058
くりの歯科クリニック	23-6600
はやし耳鼻咽喉科クリニック	32-2110

(3) 教育委員会

内容	担当	電話番号
事故全般	学校教育係	39-2320

5 日常の取組

1 日常生活の基本的取組

- (1) 日常の学校生活における教師と生徒のふれあいを通して、表面に見えることだけでなく、「小さな変化」「心の健康」「背後にある本当の姿」を察知し、「プロとしての目」をもち、指導や支援を行う。
- (2) 生徒の動向は朝の段階で確実に把握し、教頭に報告する。
- (3) 学級担任は学級の生徒の実態や状況を常に把握する。教科担任は教科指導の中で生徒の実態や状況を把握し、指導や支援事項の報告などを学級担任や学年部に確実にを行う。
- (4) 生徒に関する情報は、個人や学年内のものとして処理せず、必ず生徒指導部・管理職・全体に報告する。
- (5) 事後報告だけでなく、事後処理の経過や結果についても全体に報告し、今後の指導に活かす。必要に応じ、問題事例を教材化し、その指導に深みをもたせる。

※問題行動が発生した場合、その種類、事態の程度、状況に応じ、速やかに対応するとともに、校内の態勢を整え、全教職員が一致協力して対応にあたる。

2 日常生活でよりよい人間関係の醸成

- (1) 日常の学習を通して、生徒のよさや可能性を認め、共感的な態度で接する。
- (2) 日常生活の中で「教育相談」を重視し、心のふれあいを大切にしたい思いやりに満ちた人間関係づくりに努める。
- (3) 共感的理解とともに毅然たる態度で生徒に接し、善悪についてしっかりと心に響く指導を全教職員で行うように努める。
- (4) 学級（学年）・全校が一貫した体制で生徒の指導にあたる。
- (5) 職員会議の際、生徒理解のための交流の時間を確保し、全教職員の意思疎通を図る。
- (6) 学習活動、朝や帰りの会、当番活動等のあらゆる教育活動の中で、生徒との対話を重視し生徒の変化等に敏感に対応できる眼と心を養う。
- (7) 生きることの基本は「生命の尊重」にあることを、あらゆる場面を通して生徒に伝える。
- (8) 家庭・地域や関係機関との連携を密にして、「開かれた生徒指導」を推進する。

6 校内における事故防止のために

1 授業出席の確認

- (1) 職員室のホワイトボード、教室内の黒板に欠席者名、遅刻早退者名を書く。
- (2) 授業者は不在生徒を確認する。
- (3) 不明の生徒がいる場合は、職員室の空き時間の教師に知らせ、校内外を探してもらい、授業者は授業に戻る。
- (4) 授業放棄等が明らかになった場合、学級担任は速やかに家庭または保護者職場に連絡を取り、事実を知らせる。連絡がとれなかった場合は、必ず、放課後(夜)に事実を知らせる。
- (5) 基本的に学習用具を忘れた生徒は、家庭に取りに帰さない。

2 校内巡回

- (1) フロアを毎日、巡回する。
- (2) 巡回時間帯：各10分休み・給食準備中・昼休み・放課後
- (3) 巡回場所：各階トイレ付近、教室前、廊下、体育館、玄関、図書館
～確認事項～
 - ・各自責任をもって実行する。
 - ・都合の悪い時間帯は、必ず他教師と確認しておく。
 - ・不穏な動きのある場合は他の協力を要請する。
 - ・トイレのたむろ、いたずら・落書きの早期発見と防止に努める。
 - ・消火器、スイッチ等の安全確認、いたずらの早期発見と防止に努める。

3 各教室の施錠（特に1階の窓・非常口・トイレ）については、退勤時、必ず責任者が、更に部活動終了時に確認をして、外部からの侵入を防ぐ。

4 万一事故が発生した場合には

- (1) 学習時の事故は隣接学級へ応援を要請する。
- (2) 速やかに職員室に知らせ、一斉に行動する。
- (3) 指導は指導部・学年中心に空き時間の教師がする。
- (4) 学級担任、当該教師、学年部で協議し、生徒指導部長に知らせる。
- (5) 職員打合せで、当該学年から事故報告をする。
- (6) 「**事故報告書**」に詳しく記録して生徒指導部長に提出し、生徒指導部長はこれを保管する。

5 小さな事件・事故も全体に知らせ、お互いが助け合う。

6 他校生来校時は職員室に知らせ、全教職員で対応する。

7 本校生徒の指導はすぐその場で行う。

8 不登校生徒の記録、いじめなど諸問題を抱える生徒の記録は時系列で正確に作成する。

9 さすまたを職員室に配備する。

10 日ごろから情報収集を心がける。

7 いじめ早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

- 〈いじめの把握〉
- いじめを受けた生徒や保護者
 - 学級担任
 - 生徒アンケート調査や教育相談
 - 学校以外の関係機関や地域住民
 - 周囲の生徒や保護者
 - 養護教諭等学級担任以外の教職員
 - スクールカウンセラー（SC）
 - その他
- 〈いじめの報告〉
- 把握者→（学級担任等）→生徒指導部長・主幹教諭→教頭→校長

「いじめ対策組織」の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）】

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針や指導方法の決定
- 対応チーム編成及び役割分担
- 全教職員による共通理解
- SCや関係機関との連携の検討

【教育委員会への報告】

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の生徒への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関への相談（教育委員会、保健福祉センター、警察等）

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さを気付かせる。
校	<input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策委員会で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないように支援する。	<input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるように協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> 当該生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断
解消の要件については「学校いじめ防止基本方針」参照

【再発防止に向けた取組】

- | | | |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事実の整理、指導方針の再確認 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラーなどの外部の専門家等の活用 ○学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生徒指導体制の点検・改善 <input type="checkbox"/> 教育相談体制の強化 <input type="checkbox"/> 生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○教育内容及び指導方法の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の充実 <input type="checkbox"/> 道徳の時間の充実等、生徒の豊かな心を育てる指導の工夫 <input type="checkbox"/> わかる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○家庭、地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 <input type="checkbox"/> 学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 <input type="checkbox"/> 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成 |
|---|--|---|

8 危機発生時の対応

- ① 登下校中の交通事故
- ② 登下校中の突発的な自然災害への対応
- ③ 授業中（体育）の事故
- ④ 授業中（特別支援教育）の事故
- ⑤ 学校行事中の事故
- ⑥ 熱中症
- ⑦ 暴力行為
- ⑧ 部活動中の事故
- ⑨ 自殺（予告）
- ⑩ 家出
- ⑪ インターネット上の誹謗中傷
- ⑫ 出会い系サイト等による性被害
- ⑬ 万引き
- ⑭ 校内での盗難
- ⑮ 生徒の心の健康問題
- ⑯ 児童虐待

「いじめ」に関してはP 7と富良野東中学校「いじめ防止基本方針」参照

- ⑰ 市街地にヒグマが出没

① 登下校中の交通事故

生徒Aが、自転車に乗って下校中に、乗用車にはねられ、意識不明となった。事故の目撃者が救急車を要請しAを病院へ搬送した。学校は警察からの通報により交通事故の発生を知った。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・通報を受けた教職員は、当該生徒の氏名、負傷状況、搬送先を確認するとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・事故現場からの通報を受けた場合は、教職員が生徒名簿を持って事故現場に向かい当該生徒の氏名等の確認を行う。
- ・救急車が到着していない場合には、事故現場に到着した教職員は応急手当を行う。

保護者への対応

- ・通報に基づき、生徒Aの保護者に事故の発生、負傷の状況、搬送先等を正確に連絡する。
- ・管理職、学級担任は速やかに生徒Aを見舞う。保護者には改めて事故の状況や経緯を説明し、丁寧な対応に努める。
- ・交通事故現場で生徒氏名等を確認した場合、速やかに事故現場から保護者に連絡するとともに、学校へ報告する。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。また、現地の報道の有無について報告する。

関係機関との連携

- ・病院の担当医師からケガや容体の状況把握を行う。
- ・警察に担当者から事故の発生状況について情報収集を行う。
- ・事故現場に救急車が到着した場合は、教職員が同乗する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

原因の究明・再発防止策の検討

- ・管理職は、事故に関わる情報を整理、記録し、事故の原因や問題点を調査・究明するとともに、再発防止策を検討する。また、その内容を和寒長教育委員会に報告する。

他の生徒等への対応

- ・事故を目撃した生徒や事故の発生によりショックを受けている生徒がいる場合は、スクールカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行う。
- ・全校生徒に対し、事故の概要を説明するとともに、安全な登下校について指導するなど、安全教育の充実を図る。
- ・他の保護者に対して、事故の発生及び今後の対応について周知する。

未然防止策

- ・通学路安全マップの見直しや定期的な通学路の点検を実施するなど、全教職員が交通事故の未然防止に向け、共通理解の下、組織的に取り組む体制を整える。
- ・日ごろから工事箇所や危険箇所の把握に努め、生徒及び保護者への周知を徹底するとともに、歩道整備等を町に要望するなど通学路の安全確保に向け、関係機関等に改善を働きかける。
- ・交通安全教室等を開いて、正しい歩行や安全な自転車の乗り方等について理解させるなど、交通安全教育の充実に努める。

② 登下校中の突発的な自然災害への対応

生徒が登下校中、突発的な自然災害（地震、落雷、竜巻等突風、局地的大雨、暴風雪等）に遭った。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握（自然災害の発生を認知したら）

- ・自然災害の発生を認知した教職員は速やかに管理職に報告し、教職員で分担して生徒の安否を確認するとともに、黒板等を活用して対応の状況及び生徒に関する情報を共有する。
- ・気象庁が発表する気象警報・注意報等の防災気象情報や道路、避難勧告、公共交通機関の運行状況等の正確な情報を収集するとともに、関係機関等への問い合わせ、実際の状況の観察などにより、学校周辺の状況をできる限り把握する。
- ・大雪の場合は、雪崩や通学路の降雪状況についても確認する。

登校前・帰宅後の生徒・保護者への対応

- ・保護者に連絡をして生徒が登校前、帰宅後で自宅にいることを確認するとともに、自宅待機や地域の避難所に避難するなど、連絡後の同校予定等を確認する

通学途中の生徒・保護者への対応

- ・保護者や日ごろから指導している通学途中に避難できる場所（公民館やコンビニエンスストア、子ども110番の家等）に連絡をして、通学途中の生徒の所在や心身の状況を確認するなどし、所在を確認した場合には確実に安全が確認できるまで待機するように指示する。
- ・通学途中の避難できる場所で待機している生徒が保護者と連絡がついていない場合には、保護者へ生徒の状況を連絡するとともに、引き渡しや登下校の方法について確認する。
- ・通学途中で所在が確認できない生徒がいる場合には、富良野市教育委員会に報告するとともに、警察、消防等の関係機関に捜索を要請する。

在籍している生徒・保護者への対応

- ・在籍している生徒を把握し、心身の状況を確認するとともに、学校に待機させる。
- ・下校させる場合は、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者の出迎え、安全な下校のための手立てを講じ、保護者に連絡する。また、保護者と連絡がとれない場合や公共の交通機関が不通で下校手段のない場合は、保護者に引き渡す。
- ・ゲリラ豪雨等、急な大雨で災害が発生する可能性がある場合は、保護者が無理に迎えに来ることがないようにする。

教育委員会への報告

- ・管理職は、生徒の状況と安全確保に関する対応について、速やかに富良野市教育委員会に報告し、必要な指示を受ける。特に、生徒の所在にかかわる情報は随時報告する。
- ・富良野市の危機対策担当部局（災害対策本部等が設置されている場合は当該本部等）が把握している自然災害の状況について情報提供を求める。

関係機関との連携

- ・警察…生徒及び教職員の所在や避難状況を連絡し、情報を共有するとともに、所在が確認できない生徒の捜索要請、通学途中の避難できる場所に孤立している生徒の安全確保についての協力要請を行う。
- ・消防…生徒及び教職員の所在や避難状況を連絡し、情報を共有するとともに、負傷した生徒の救急搬送の要請、通学途中の避難できる場所に孤立している生徒の避難誘導や救出についての協力要請を行う。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等から生徒の所在等について問い合わせがあった場合は、窓口を一本化し、富良野市教育委員会または管理職が対応する。
- ・記者発表等の報道対応は、生徒の個人情報の取扱に十分配慮し、誤報を避けるため、時間を決め、事実確認がとれている内容のみをすべての報道機関に偏りなく回答する。

2 発生後の対応ポイント

状況の把握（自然災害が収まった後）

- ・学校周辺の状況及び生徒の通学路の被災箇所の有無を点検し、生徒の通学経路の状況について把握する。
- ・通学途中の避難できる場所を訪問、または連絡して、待機している生徒を把握し、心身の状況を確認するとともに、保護者に生徒の所在を連絡する。
- ・所在を確認できない生徒がいる場合は、引き続き、保護者及び関係機関と連携し、所在確認に努める。

※待機時、保護者への受け渡しの際は、感染症拡大防止の観点（消毒、ソーシャル・ディスタンス、マスクの着用）も踏まえて行う。

3 自然災害の発生に備えた対応ポイント

(1) 通学途中の災害発生への基本対応

- ・ 予め富良野市のハザードマップ等を利用して、自然災害に応じた一人一人の通学途中の避難できる場所（公民館、コンビニエンスストア、子ども110番の家等）を複数以上決めておく、生徒がどこで避難するのか、保護者と学校で情報を共有しておく。
- ・ 通学途中の避難できる場所までの避難経路について、予め家庭内で話し合い、下見をしておくように保護者に促す。
- ・ 一人一人の生徒等の通学途中の避難できる場所の避難予定者リストを作成しておく。
- ・ 生徒等が安全に避難できるように、教育委員会と連携し、避難できる場所、地域自主防災組織、富良野市の危機管理部局に避難誘導や避難できる場所での対応について協力を依頼しておく。

(2) 発生する自然災害に応じた指導

① 地震が発生したときの対応

生徒等が自分自身で状況を判断し安全な行動がとれるように、予め次のような対応を指導する。

- ・ 予め決めてある通学途中の避難できる場所（公民館、コンビニエンスストア等）に避難する。
- ・ 揺れが収まったら通学路の安全を確認し、学校か自宅か近い方に避難する。ただし、自宅に保護者が不在の場合は学校に避難する。
- ・ 公共の交通機関を利用している場合は、乗務員の指示に従う。

② 落雷、竜巻等突風、局地的大雨が発生したときの対応

落雷や竜巻等突風、局地的大雨については、局地的な短時間の現象であり、場所と時間を特定した予測が困難であるので、生徒が自分自身で状況を判断し安全な行動がとれるように、次のような対応を指導する。

- ・ 予め決めてある通学途中の避難できる安全な場所（公民館、コンビニエンスストア等）に移動する。

〈落雷〉

- ・ 高い木の近くは危険なので、木下、木の側には避難しない。
- ・ 自転車に乗車中の場合は、直ぐに降りて近くの避難できる安全な建物の中に移動する。
- ・ 近くに避難できる安全な建物がない時は低い姿勢（両足をそろえてしゃがむ）をとる。

〈竜巻等突風〉

- ・ 風によって飛ばされてくる物に注意する。
- ・ 橋の下には行かない。
- ・ 建物に避難できない場合は、くぼみ等に身を伏せ、横風を受けないようにする。

〈局地的大雨〉

- ・ 水辺から離れる。
- ・ マンホールや側溝の蓋が外れることがあるので、水が引くまで道路上を歩かない。

③ 暴風雪が発生したときの対応

暴風雪に遭遇した時には、視界不良（ホワイトアウト）により方向感覚がなくなり、自分の位置が分からなくなることがあるので、次のような対応を指導する。

- ・ 近くの避難できる安全な建物の中（公民館、コンビニエンスストア等）に移動して天候の回復を待つとともに、保護者や学校に連絡する。
- ・ 近くの避難できる安全な建物の中に移動できない時には、次のように対応するように指導する。

→ 一人で歩かず、できるだけ複数で行動する。

→ 歩行中は風によって飛ばされてくる物に注意する。

→ 重ね着や肌の露出を少なくし、体温が低下しないようにする。

(3) 自然災害の発生に備えた安全管理

① 地域や通学路の危険箇所の把握

- ・ 予め富良野市のハザードマップ等を利用して、地域や通学路の危険箇所を把握する。

② 生徒等の避難できる場所等の把握や連絡方法の確認

- ・ 通学路別に通学途中の避難できる場所の避難予定者リスト、避難できる場所を示した安全マップ、避難できる場所の連絡先一覧及び関係機関の連絡先一覧を整備する。
- ・ 地域の公民館やコンビニエンスストア、子ども110番の家、「子どもの安全を守る運動」に参加している事業所に、生徒が避難できる場所としての対応を依頼する。
- ・ 保護者とマチコミメールやホームページ等を活用した情報の発信を検討する。

③ スクールバス運行中における自然災害の発生に対応した安全管理

- ・ 乗車する生徒等の一覧を作成し、乗務員と共有するとともに、緊急時における乗務員との連絡方法を確認する。
- ・ 自然災害に生じて、発生時の一時待機場所や待機時の対応について確認する。

③ 授業中（体育）の事故

体育の授業（陸上競技）において、長距離走として1500m走の測定を実施した。準備運動後、一斉にスタートしたが、800mほど走ったところで生徒Aが突然倒れ、担当教諭が駆け付けた時には、顔面蒼白で意識はなく、呼吸及び脈拍もない状態であった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・担当教諭は、生徒Aの意識の有無等の状況を迅速に把握し、救急車到着までの心肺蘇生（AED使用を含む）や応急手当等を行うとともに、他の教職員（生徒）に保健室に連絡を指示する。
- ・連絡を受けた養護教諭は、救急車の要請、管理職への報告、教職員への応援依頼などを行う。
- ・事故発生時の状況及び発生直後の対応状況を正確かつ迅速に把握する。
- ・管理職は、養護教諭、担当教諭、学年主任等関係教諭の対応について指示する。
- ・緊急の職員会議を開き、事故の状況や対応について共通理解を図る。

保護者への対応

- ・学級担任等から生徒Aの保護者に事故発生、生徒の状況、搬送先、事故への対応の経過等を正確に連絡する。
- ・管理職及び学級担任、担当教諭は速やかに病院に向かい、保護者に状況を説明するとともに、保護者に誠意をもって対応する。
- ・事故の原因や状況、今後の対応策を全校生徒や保護者に説明し、学校の対応について理解を求める。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。

関係機関との連携

- ・救急車到着後、教職員が同乗して状況を説明する。
- ・養護教諭は日本スポーツ振興センターへ事故の概要について説明し、災害共済給付の手続きを行う。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

体育授業における事故防止

- ・生徒の健康診断（メディカルチェック）の結果や当日の生徒の体調を十分に把握する。
- ・生徒に自己の体調管理及び体調が悪化したときの対処方法を指導する。
- ・教師の観察だけでなく、生徒自身に準備運動時に体調の自己チェックを行わせる。
- ・担当教諭は授業前に、活動場所や用具等の安全点検を実施するとともに、適度な水分補給や休憩に配慮する。

長距離走における事故防止のポイント

- ・長距離走は、気温や健康状態によって心臓への負担が大きくなるため、保健体育の年間指導計画を作成する際、実施期間や配当時数、授業時間帯など無理のない計画を立てるとともに熱中症に配慮して行う。
- ・長距離走を実施するに当たっては、必要に応じ、学校医による臨時の健康診断を実施する。また、教科担任は、日常の健康観察記録や心臓検診の結果、既往症の状況等を参考にしたり、当日の健康状態を確認したりする。主治医が作成する生活管理表がある場合は、これに基づく運動制限等を確実に行う。

事故発生時に備えた学校体制の確立

- ・心臓停止に関わる事故対応は一刻を争うため、胸骨圧迫（心臓マッサージ）や人工呼吸などの心肺蘇生の救命処理を適切に行う等、初期の救急対応が最も重要である。そのため、心肺蘇生法（AEDの使用法を含む）等の応急処置については「応急処置マニュアル」を活用したり、講習会を定期的実施したり、教職員の対応能力を高める。
- ・AEDや血圧計、保温用毛布等は適切に使用できるようにしておく。

事故防止のチェックポイント例

- ・運動量、休憩等の配慮はなされているか。
- ・所要時間、季節、天候の急激な変化への対応はできているか。
- ・日常における健康観察は十分に行われているか。

④ 授業中（特別支援教育）の事故

生徒Aが授業中に、他の学年グラウンドで100m走の練習に使用しているスターピストルの音を嫌がって不安定になり、隣にいた生徒Bの顔面を叩き、大けがを負わせた。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・事故の発生後、授業担当者は生徒Aの状況を把握すると同時に、生徒Aの負傷の状況を把握し、応急手当を行い、他の教職員に事故の発生を連絡する。
- ・事故の発生の連絡を受けた教職員は、速やかに管理職と養護教諭に報告するとともに、生徒Aに対しては、周囲からの刺激の少ない場所で落ち着かせる。
- ・負傷の状況により、救急車を手配し病院への搬送を行う。
- ・管理職は、事故発生時に対応していた教職員から事故の状況を聞き取る。

保護者への対応

- ・管理職、学級担任等は、生徒Bの保護者に、事故の発生、負傷の状況、事故への対応の経過等を正確に連絡するとともに、病院での手当が必要な場合、来院を依頼する。
- ・管理職、学級担任等は、生徒Aへの保護者には、把握した事実及び対応等を伝える。
- ・管理職、学級担任等は、保護者に誠意をもって対応する。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。

関係機関との連携

- ・負傷状況により、救急車を要請する。救急車の到着後、教職員が同乗して状況を説明する。
- ・養護教諭は日本スポーツ振興センターへ事故の概要について説明し、災害共済給付の手続きを行う。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

的確な実態把握

- ・子どもの発達の状況、行動の特徴、コミュニケーションの方法、学校生活への適応の仕方等について、関係者から情報を集めたり、行動観察を行ったりしながら、子どもの状態やニーズを的確に把握することが必要である。

問題行動の背景を探る

- ・当該生徒にみられる、パニック、自傷行動、他害行動等の問題行動が、いつ、どこで、どのような状況で起こったか、その結果どうなったかを整理して、問題行動の背景を探ることが大切である。

特性に応じた指導

- ・子どもによって、スケジュールの変更、騒音、気温の変化等が問題行動を起こす原因となる場合や、コミュニケーション手段の不足から起こる場合も考えられる。そのため、問題行動を減弱するためには、自分の意志が他者に伝わるように適切なコミュニケーションの方法を身に付けさせたり、人を叩くことはしてはいけないことをロールプレイ等を活用し、繰り返し指導することが大切である。また、原因によっては、環境を調整したり、指導の内容や方法を再考したりする必要もある。
- ・障がいのある子どもの不安を少しでも減らし落ち着いた環境をつくるには、教職員が一貫した方針で臨むことが必要である。また、校内で全教職員が共通理解を図る機会をもつことも大切である。
- ・指導に当たっては、障がいのある子どもの認知特徴をとらえ、一人一人の実態に即した指導をすることが重要である。

保護者との関係づくり

- ・家庭と学校では、行動に違いがあることが多い。家庭という環境ではトラブルは比較的少なく、落ち着いていることが多いため、学校でのトラブルを受け止めることができない保護者もいる。このような場合、トラブルや問題点だけを伝えられることで保護者が学校に不信感を抱くケースもあるので、事故発生の状況を丁寧に説明するとともに、子どものよさも伝え、保護者とともに行動の改善を図ることができるような関係をつくるのが大切である。

感覚過敏のある生徒に対する支援の内容・方法例

- ・原因となり刺激を取り除くとともに、どうしてほしいかという自分の気持ちを表現する方法を教える。
- ・光や音、触覚等に過敏さがあることを理解して対応し、我慢することだけを求めたり無理をさせたりしない。
- ・必要に応じて、安定できる場所や活動を確保する。
- ・本人への指導と合わせて、周囲のものにその困難さの理解を促す。

⑤ 学校行事中の事故

修学旅行でマリンスポーツに取り組んでいた生徒Aが溺れた。救急車で病院に搬送されたが、夜になって搬送先の病院で死亡した。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・引率していた教職員は、生徒の意識の有無等の状況を迅速に把握し、救急車到着まで応急手当を行うとともに、速やかに引率責任者（校長等）に報告する。
- ・救急車が負傷者を病院に搬送する場合は、教職員も同行し、負傷者の搬送先や状況等、収集した情報は逐次、引率責任者に伝わるような連絡体制をとる。
- ・情報は正確に把握し、時系列により記録するとともに学校に対して事故の発生状況等について連絡する。

他の生徒への対応

- ・引率している教職員は、事故を目撃し精神的に動揺している他の生徒に声をかけるなどして、不安を取り除くことに努める。
- ・他の生徒を宿舎に戻し、事故の状況や今後の対応等について説明するとともに、生徒の動揺を抑えることに努める。

保護者への対応

- ・管理職は、生徒Aの保護者に事故の発生、負傷の状況、搬送先等を正確に連絡する。
- ・学校に残っている管理職（教頭等）又は当該学年団の教職員は速やかに生徒A宅を訪問し、保護者に改めて事故の状況や経緯を説明し、誠意をもって対応する。
- ・見学旅行中の他の生徒の保護者に事故の概要と見学旅行中の今後の対応について、マチコミメール等で知らせる。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。

関係機関との連携

- ・病院の担当医師からケガや容体の状況把握を行う。
- ・引率している教職員は、状況に応じて事故が発生したことを通報する。また、事故の発生状況等について情報収集を行う。
- ・養護教諭は日本スポーツ振興センターへ事故の概要について説明し、災害共済給付の手続きを行う。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

その他

- ・管理職は、緊急の職員会議を開催し、事故の状況及び当面の対応等について確認するとともに、教職員や保護者の現地への派遣の必要性等について協議する。
- ・管理職は、必要に応じてPTA役員会を開催する等、保護者の不安や動揺を抑えることに努める。
- ・引率責任者は、事故のその後の状況等を確認しながら、旅行日程の変更や保護者説明会の開催について検討する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

原因の究明・再発防止策の検討

- ・事故に関わる情報を整理・記録し、事故の問題点を調査・究明するとともに、再発防止を検討する。また、その内容を和寒長教育委員会に報告する。

未然防止策

- ・見学旅行中に想定される危険・事故等について、全教職員で再度確認を行うとともに、生徒に対する事前指導を十分に行う。

⑥ 熱中症

音楽の授業（合唱練習）において、各パート分かれて合唱練習をしていたところで生徒Aが突然倒れ、担当教諭が駆け付けた時には、顔面蒼白で意識はなく、大量の汗をかき、けいれんをおこしている状態であった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・担当教諭は、生徒Aの意識の有無等の状況を迅速に把握し、救急車到着まで体を冷やす応急手当等を行うとともに、他の教職員（生徒）に保健室に連絡を指示する。
- ・連絡を受けた養護教諭は、救急車の要請、管理職への報告、教職員への応援依頼などを行う。
- ・事故発生時の状況及び発生直後の対応状況を正確かつ迅速に把握する。
- ・管理職は、養護教諭、担当教諭、学年主任等関係教諭の対応について指示する。
- ・緊急の職員会議を開き、事故の状況や対応について共通理解を図る。

保護者への対応

- ・学級担任等から生徒Aの保護者に事故発生、生徒の状況、搬送先、事故への対応の経過等を正確に連絡する。
- ・管理職及び学級担任、担当教諭は速やかに病院に向かい、保護者に状況を説明するとともに、保護者に誠意をもって対応する。
- ・事故の原因や状況、今後の対応策を全校生徒や保護者に説明し、学校の対応について理解を求める。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。

関係機関との連携

- ・救急車到着後、教職員が同乗して状況を説明する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

熱中症における事故防止

- ・夏季で特に気温が高い期間においては、活動場所の気温や風の有無など環境に留意する。
- ・教育活動については、暑さ指数WBGTを用いて判断し、柔軟に対応する。
- ・暑さ指数WBGTが、33以上ならば臨時休業。（前日17時と当日5時発表）
臨時休業とならなかった場合でも、8時、12時、15時に暑さ指数を測定し、WBGT33以上ならば下校時間繰り上げを検討する。
- ・活動場所の暑さ指数WBGTが、31以上の時には運動、部活動は原則禁止し、28以上の時には激しい運動は禁止し、生徒の身体に負担に係る活動については、休憩を取りながら活動する。
- ・気温が高い、直射日光の下の活動については、帽子の着用、薄着になるなどの対応をとる。特に高いときは、体温を下げるグッズ（ネックリング、冷却シートなど）を使用する。
- ・生徒に自己の体調管理及び体調が悪化したときの対処方法を指導する。
- ・教師の観察だけでなく、生徒自身に体調の自己チェックを行わせる。
- ・担当教諭は授業前に、活動場所や用具等の環境の点検を実施するとともに、適度な水分補給や休憩に配慮する。個人の条件（肥満傾向）や体調を考慮する。

事故発生時に備えた学校体制の確立

- ・気温の高い夏季期間（7・8月）は、制服登校からジャージ登校に変更し、服装での調節がしやすい状況にする。
- ・特に気温の高い時期については、体温を下げるグッズの使用を許可する。
- ・授業する教室については、扇風機、冷風機を備えるとともに、直射日光、気温、風の有無など環境に留意し、柔軟に変更する。
- ・日課等変更については、教育委員会、近隣校との連携を密に行い、判断する。

事故防止のチェックポイント例

- ・活動内容、休憩等の配慮はなされているか。
- ・WBGT、気温、天候への対応はできているか。
- ・日常における健康観察は十分に行われているか。

⑦ 暴力行為

教室で、昼休み中に、日ごろから折り合いの悪い生徒Aと生徒Bが些細なことから口論になり、AがBの顔面を殴打した。Bは横転し、イスに頭を打ち、倒れた。知らせを受けた教職員が駆け付けたが、Aはその場にはいなかった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・生徒Bの応急手当を最優先するとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・保護者への連絡、警察や消防などの関係機関との連携し、迅速な対応が必要となることから、事態の緊急性や軽重を総合的に判断して、複数の教職員で分担し対応する。
- ・単独で現場に向かう場合は、直ちに他の教職員に協力を依頼し、状況に応じて救急車の要請などを行う。
- ・一方で、生徒Aを捜し、見つかった場合は生徒の動揺を鎮めながら事情を聞き暴力行為に至った経緯や暴力行為の状況について可能な限り情報を集め、正確な事実関係を早急に把握する。

他の生徒への対応

- ・当該生徒の心のケアを行うとともに、プライバシーに配慮しつつ、他の生徒に事故の説明を行い、憶測による噂が広がらないように努める。

保護者への対応

- ・管理職は、生徒Bの保護者に、事故の発生、負傷の状況、搬送先等を正確に連絡する。
- ・管理職は、生徒Aの保護者に、把握した事実及び生徒の保護が必要なことを説明し、今後の対応等について協力を依頼する。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。

関係機関との連携

- ・負傷の状況により救急車を要請する。救急車の到着後、教職員が同乗して救急隊員に状況を説明する。
- ・事態の推移等によっては通報し、具体的な養成の目的、内容を伝える。
- ・状況を判断し、学校だけでは解決が困難な状況で専門家との連携が必要な場合には、サポートチームを編成するなどして早期解決に努める。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策の検討

- ・授業や休憩時間等における生徒の日ごろの行動や友人関係を教職員間で情報共有し、必要に応じて面談などを行う。
- ・自分の気持ちや考えを適切に相手に伝え、生活上の諸問題を話し合いで解決する力の育成を図るとともに、互いに尊重し合う望ましい人間関係を構築するための指導を推進する。
- ・自分のことや友人のことで心配なことがあれば、いつでも相談にのることを日ごろから折に触れ生徒に伝える。
- ・学級活動や生徒会活動における体験学習やボランティア活動などの取組を通じて、仲間づくりや集団活動を推進し、基本的なルールやモラルを身に付けさせるなど、規範意識や社会性の育成を図る。

保護者との連携

- ・保護者が見つけた小さなサインを学校と共有し、学校との協力体制を構築する。

⑧ 部活動中の事故

野球部の打撃練習中、部員Aの打った打球がサードを守っていた部員Bの前でイレギュラーして顔面を直撃し、部員Bはその場に倒れた。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・顧問教諭等は、事故の状況を把握し、部員Bの応急手当を最優先するとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・部員Bの状況により、直ちに救急車を要請する。
- ・報告を受けた管理職は、養護教諭、顧問教諭、学級担任等関係教諭の対応について指示する。
- ・管理職は、緊急の職員会議を開き、事故の状況やその後の処置、他の生徒への指導や外部との対応について共通理解する。

保護者への対応

- ・学級担任から部員Bの保護者に、事故の発生、負傷の状況、搬送先、事故の対応の経過等を正確に連絡する。
- ・救急車を要請した場合は、管理職及び学級担任、顧問教諭は速やかに搬送先の病院に駆けつけ、保護者に丁寧に状況説明するなど、誠意をもって対応する。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。

関係機関との連携

- ・負傷の状況により救急車を要請する。救急車の到着後、教職員が同乗して救急隊員に状況を説明する。
- ・養護教諭は日本スポーツ振興センターへ事故の概要について説明し、災害共済給付の手続きを行う。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

事故発生時に備えた学校体制の確立

- ・応急手当の方法、保護者への対応、校内の報告体制などについて確認し、必要な改善を行うなど、救急体制を整備する。
- ・心肺蘇生法（AEDの使用法を含む）等の応急処置について講習会を定期的実施し、教職員の対応力を高める。
- ・部活動の年間指導計画の作成に併せて、各部活動ごとの救急体制や連絡体制を明確にした安全計画を作成し、教職員や生徒に周知する。

安全の再点検

- ・校内における体育施設・設備の安全及び活動場所の整備等について総点検するとともに、学校安全点検の実施要領を基づいて計画的に安全点検を実施する。
- ・点検の状況を記録化し、安全指導に活用する。

生徒に対する安全教育の充実

- ・各運動部において、種目特有の危険性を踏まえた安全指導を徹底する。
- ・各部活動に加入している生徒はもとより、全校生徒に対して日常生活の中で安全確保するための行動の仕方やきまりについての指導を徹底する。

⑨ 自殺（予告）

職員室に本校の生徒と思われる者から電話があり、「生きていてもつまらない。もう死にたい。」とだけ言って切れた。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・受信者は、管理職に速やかに報告し、全教職員による緊急の会議を招集し、対応に向けて役割分担を行う。
- ・教職員は、生活アンケートや個人面談の記録等を参考にして、自殺の危険性が高いと考えられる生徒についての情報収集等を行う。
- ・教職員の連絡体制、外部（警察や報道機関等）との窓口の一本化など、対応策を確認する。

生徒の安否確認

- ・学級担任から各学級の全生徒の安否を確認する。
- ・自殺の危険性が高いと考えられる生徒への家庭訪問を行う。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。

関係機関との連携

- ・状況に応じて警察等の関係機関に連絡し、情報収集に努める。

自殺予告した生徒への指導

※特定された場合

- ・当該生徒の気持ちを傾聴し、保護者との連携を図りながら自殺防止の対策を確認する。
- ・スクールカウンセラーや学校医等の専門家の派遣を依頼する。
- ・軽い気持ちで電話した場合には、行為の重大さに気付かせながら、当該生徒の気持ちを受け止める。
- ・当該生徒の心身の状態や人権、プライバシーに十分配慮して、今後の対応を検討する。

※特定されない場合

- ・日常的に言動等が気になる生徒について、個別相談を通して悩み等を聞く機会を設定する。
- ・全教職員が生徒を守り通す態度を示すとともに、学級活動等で「命の大切さ」「悩みをひとりで抱え込まないこと」などについて指導する。
- ・生徒に「命の大切さ」について考えさせる場面を設けたり、生徒会において主体的に「緊急アピール」を作成したりする取組を進める。
- ・学校・学級通信等を通じて、生徒を見守る体制づくりが進むように家庭の協力を要請する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・富良野市教育委員会と連携を図り、報道や取材の自粛等を要請する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

生徒理解の充実

- ・日常の学校生活全体を通して、生徒一人一人の表情や言動の変化に目を向け、小さなサインを見逃さないように心がける一方で、万一の場合に備え、危機対応チームを組織しておく。

教育相談の充実

- ・一部の教員で抱え込むことなく、定期的・組織的な教育相談や個別や集団によるチャンス相談を積極的かつ継続的に行うことができる校内体制を確立する。

保護者との連携

- ・生徒の様子で気になることがあれば、保護者や地域住民から学校にすぐに情報が得られるような協力体制を確立する。

⑩ 家出

夕方、スーパーに買い物に行くと言って家を出た女子生徒Aが、夜中になっても帰って来ないので、心配になった母親がAの部屋に行くと、机には「探さないでほしい」旨の置き手紙があり、衣類が持ち出されていた。Aの携帯電話に電話しても連絡がとれず、友人に聞いても所在がわからないので、母親は学級担任に連絡してきた。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・学級担任は、速やかに管理職に報告し、管理職は関係教職員を招集し、情報収集や以後の対応について確認する。
- ・生徒Aの学校生活の状況について、関係教職員や友人から情報を収集する。特に、いじめや友人間のトラブルの有無等、事故発生直前の様子について生活アンケートや個人面談の記録等により詳細を把握する。
- ・生徒Aと交流の深い友人からの情報の把握に努め、携帯電話等で連絡があった場合は速やかに学校に連絡するように依頼するとともに、当該生徒のプライバシーに配慮し、事実の無用な口外を避けるように指導する。

保護者への対応

- ・事件に巻き込まれたり、自殺したりするおそれがある場合を想定し、保護者に捜索願の提出を勧める。
- ・当該生徒の金品の所持や着替え等の持ち出し、家出時の服装や交友関係等の情報、家出直前の様子、過去に家出歴があれば、その時の状況について確認し、警察に情報提供するように勧める。
- ・書き置き等がない場合は、当該生徒の机の中やパソコンの記録などを確認するように依頼する。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。

関係機関との連携

- ・発達の段階や事件性などを考慮して警察に相談し、情報を共有して捜索を行う。必要に応じて、立ち寄りが予想される施設等の管理者にも情報提供し、協力を依頼する。
- ・捜索は可能な限り複数で行い、状況を定期的に管理職に報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・収集した情報を関係機関や報道機関等の外部に提供する場合は、保護者と連携し、当該生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策の検討

- ・家出の原因や背景は複雑であり、特定しにくい場合があることから、家出したことを一方的に攻めるのではなく、家出はいけないことをしっかりと指導しつつ、生徒のおかれていた心理的な状況などについても理解に努め、保護者と連携し、当該生徒の心のケアに当たり立ち直りを支援する。
- ・他の生徒が家出に関わっていたり、性的被害等、犯罪（被害）との関わりがある場合には、警察等の関係機関と連携を図りながら指導する。
- ・家出を繰り返しているような生徒に対しては、スクールカウンセラーや関係機関の助言を得て指導する。

未然防止策

- ・日ごろから生徒理解を深めるように努め、生徒の悩みや不安を受け止める校内の教育相談体制を整えるとともに、生徒とのふれあいを通して一人一人の表情や言動の変化など心のサインの把握に努める。

失踪の場合の留意点

- ・家族全員の失踪の場合は、早急に警察に情報提供し、捜索を依頼する。

⑪ インターネット上の誹謗中傷

A中学校の生徒Bは、学校内でも多くの生徒が閲覧しているインターネット上の電子掲示板に、自分の悪口が書き込まれているのを見つけ、学級担任に相談した。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・初期対応

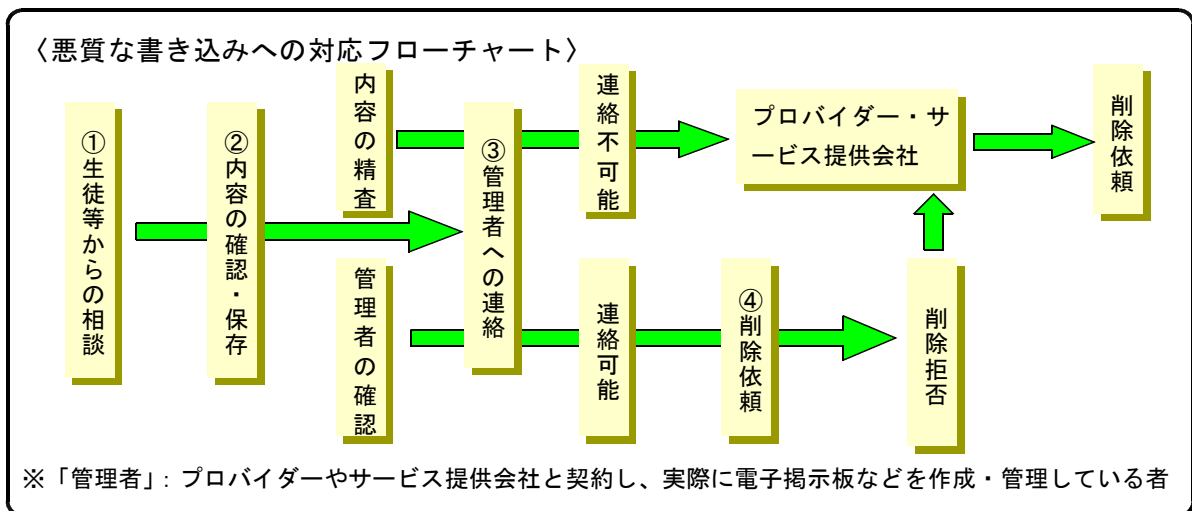
- ・学級担任は、当該生徒から詳細を聞き取るとともに、電子掲示板を開いて書き込みの内容やURLを確認する。その際、必ず書き込み内容とログをプリントアウトするなどして保存しておく。
- ・詳細を聞き取る際には、当該生徒の心情を受け止めつつ、必要に応じて心のケアを行うようにする。
- ・管理職は、学級担任からの報告を受け、全教職員で情報を共有するとともに、書き込みの削除及び全生徒に対する指導の校内体制を確立する。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。

電子掲示板への対応

- ・当該生徒の精神的負担を最小限に食い止めることや、書き込み内容がエスカレートすることによる二次的トラブルを未然防止するために、次の手順で早期に電子掲示板からの削除を依頼する。



2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

全校生徒への指導

- ・電子掲示板への書き込みは、被害生徒と同じ学校の生徒によることが多いことから、インターネット上の電子掲示板の利用に関するマナー向上の意識を高めるよう、全体への指導を行う。
- ・電子掲示板への誹謗中傷を見つけ、困った時は直ちに保護者や教職員に相談するように指導する。
- ・電子掲示板に他人を誹謗中傷する書き込みをする行為は、書き込まれた者が精神的ショックを受けることはもとより、その内容によっては名誉毀損や侮辱罪といった犯罪になることを指導する。

保護者に対する啓発

- ・保護者に対し、次の内容について学校・学級通信や懇談会等を利用して啓発する。
 - インターネットについての知識を得たり、その危険性を理解したりする。
 - 子どものインターネットの利用状況を把握するとともに、携帯電話やインターネットを利用する際の家庭内のルールを作るように啓発する。
 - パソコンや携帯電話のフィルタリングを設定し、違法・有害サイトへ接続させないようにする。

⑫ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や出会い系サイト等による性被害

出会い系サイトで知り合った男と一度性交渉をもった女子生徒Aは、その後、相手の男から再三にわたる誘いを断っていたが、最近になり金品の強要や脅迫めいたメールが届くようになった。不安になったAは養護教諭に相談した。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・養護教諭は、当該生徒から経緯などを聞き取るとともに、速やかに管理職に報告し、管理職は関係教職員を招集し、把握した情報を共有して以後の対応について確認する。

保護者への対応

- ・家庭訪問を行うなどして、道教委の資料を活用し、保護者にSNSや出会い系サイトの危険性について十分な認識をもたせるるろもに、インターネット等の使用に係る家庭内のルールづくり、スマートフォンやタブレット端末等にフィルタリングを設定することなどを進める。
- ・被害を拡大させないためにも、警察に相談することを保護者に勧める。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。

関係機関との連携

- ・保護者が被害届を提出した場合は、保護者の承諾を得た上で学校が把握した情報を的確に警察に伝える。
- ・当該生徒の心と体のケアに向けて、医療機関とも連携を図る。また、場合によってはサポートチーム等を編成して、保護者と連携しながら支援に当たる。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・当該生徒の人権やプライバシーに配慮するとともに、教育委員会と内容について十分相談するなど連携して対応する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策

- ・保護者の協力を得て、当該生徒に軽率な行動を慎む等、基本的な生活習慣の見直しを図るための支援を行う。
- ・学級担任のみならず、養護教諭や関係機関の協力を得て、個人面談を継続する等、当該生徒を継続的に見守る体制を整備する。

未然防止策

- ・生徒に関しては、携帯電話やインターネット等を利用する際の危険性について指導する。特にプロフィール欄に住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人情報を書き込んだり、安易に教えたりしないように留意させる。
- ・保護者に対する啓発にも努める。特に携帯電話のフィルタリングの設定については、あらゆる機会を利用して保護者の理解と協力を得る。
- ・携帯電話やインターネットなどを利用する際の家庭内のルールづくりの必要性を啓発する。

⑬ 万引き

生徒Aが、大型量販店の書籍コーナーで5冊の本を万引きしたところ店員に見つかり警察に通報・補導された。警察から、保護者と連絡がとれないということで、学校に連絡があった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・連絡を受けた教職員は名簿で当該生徒を確認するとともに、店名（所在地）、万引きした商品、保護者との連絡状況を確認する。
- ・管理職は、教職員を警察に派遣し、速やかに管理職に報告する。
- ・管理職は、関係教職員を招集し、情報収集や今後の対応について確認する。

保護者への対応

- ・保護者に連絡をとり、状況を説明するとともに、警察に向かうように要請する。
- ・店に謝罪をしていない場合は、謝罪するように助言する。
- ・保護者と連絡がとれない場合は、学校が当該生徒を引き取り、保護者と連絡がとれるまで学校で保護する。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。

関係機関との連携

- ・警察と連絡が必要な場合は、管理職の指示の下、生徒指導部長が中心になって行う。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策

- ・万引は犯罪であることを当該生徒に自覚させる。
- ・保護者が万引きを重大な事件として捉えていない場合は、保護者・子どもともに罪を犯したという事の重大性を認識させるとともに、再犯防止のため、保護者が子どもに反省を促すように助言する。
- ・行為に至った背景等については、共感的に傾聴するとともに、店への謝罪の方法等についてともに考える態度を示す。
- ・学級担任は、声かけなどにより生徒Aの心のケアを図る。必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家と連携を図る。

未然防止策

- ・自己の記録をもとに原因や問題点を明らかにし、今後の指導について全教職員の共通理解を図る。
- ・万引きは心が不安定なときに起こることが多いため、生徒の悩みや不安を気軽に相談できる体制を整えるとともに、日ごろから生徒のふれあいを通して、一人一人の表情や言動の変化など、心のサインの把握に努める。
- ・教育活動全体を通して、善悪の判断等を身に付けさせる指導を行う。
- ・生徒の規範意識を醸成するために保護者に対して、学校・学級通信等を活用した啓発を行うとともに、家庭訪問や懇談会等の機会を利用して、発達の段階に応じた子どもとの関わり方についての情報を提供し、学校と家庭が連携協力して指導できるように努める。
- ・保護者や店主等を含めた地域ぐるみの組織で、日常的な情報交換や商店街などの巡回指導を行うなど、学校と地域社会が一体となって未然防止に取り組む。

⑭ 校内での盗難

生徒Aが、教室に置いてあった私物が盗まれたと訴えてきた。状況から判断し、盗んだのは自校生との可能性が極めて高いと思われる。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・被害生徒の心情を受け止めつつ、盗まれた物や気付いたときの状況などについて事実確認を行うとともに、被害生徒本人に確認しながら可能な限り他の生徒からも情報を収集する。

指導方針の決定

- ・被害生徒に対するいじめはなかったかなど、盗難の背景を分析する。
- ・被害状況・事態の推移など、保護者の意向等から警察との連携について検討する。
- ・盗んだ生徒を特定しようとする場合は、当該生徒を指導するためであることについて、教職員間で共通理解を図る。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。

盗んだと考えられる生徒への事情聴取

- ・状況に応じて、盗んだと考えられる生徒の保護者に説明し、同意を得た上で生徒の人権やプライバシーに配慮しながら、慎重に事情を聞き取る。その際、心理的な圧迫を与えないように配慮する。

盗んだ生徒を特定した場合の指導

- ・行為に至った背景等について共感的に聞き取るとともに、盗んだ生徒に行為の重大性を認識させ、謝罪などについて、ともに考えながら指導する。

被害生徒への指導

- ・共感的に関わるとともに、再発防止に向けて真剣に取り組むことを伝える。
- ・盗難の事実確認の段階で、被害生徒の私物管理に不十分な店があれば折を見て指導する。

学級・全校生徒への指導

- ・被害の程度などにより、学級・全校生徒に指導を行う。その際、生徒相互に不信感が生まれたり、憶測により事実が歪曲されたりすることのないように注意する。

保護者への対応

〈被害生徒の保護者〉 学校がはあくした事実とこれまでの指導状況や今後の指導方針を説明し、学校の指導に対する理解を求める。

〈盗んだ生徒の保護者〉 事実を伝え、謝罪など今後の対応について協議する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策

- ・学級指導を通じて全生徒に対し、盗みは犯罪であり絶対に許されないこととして、盗難事件に対する学校側の断固とした姿勢を示す。
- ・不必要な金品等を学校に持ち込まないように生徒に指導するとともに、授業中や部活動においては貴重品を学級担任などが預かったりするなど予防策を講じる。

保護者との連携

- ・学校・学級通信や学級懇談会等で情報を提供し、学校の実態や指導方針について理解を得る。
- ・保護者に生徒の持ち物への関心をもつよう呼びかけるとともに、不必要な金品等を学校に持ち込ませないように依頼する。

⑮ 生徒の心の健康問題

生徒Aは、最近ちょっとしたことでかっとなったり、急に暗い表情を浮かべたりするなどの感情の起伏が激しくなるとともに、頭痛や腹痛を訴えることが多くなった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・学級担任や養護教諭、教科担任、部活動顧問等は、生徒の身体症状や気分の変化、行動面などの心身の健康観察を継続して行う。
- ・養護教諭は、生徒Aへの健康相談を通して、頭部外傷や脳炎、てんかん等の後遺症による器質性疾患の有無や心理的な原因・背景を見極めるとともに、医療機関等への照会を行うなどして、対応を検討する。
- ・学級担任は、関係教職員や友人から生徒Aの学習状況や家庭環境、友人関係などの情報を収集する。情報収集に当たっては、生徒Aの人権やプライバシーに十分配慮するとともに、誤解や偏見による差別、いじめなどの問題行動が生じないように他の生徒に対する指導を行う。
- ・管理職は、学級担任や養護教諭からの報告を受け、全教職員で情報を共有し、共通理解を図るとともに、生徒Aへの支援に向けた校内体制を確立する。
- ・自傷行為や摂食障害を疑わせる身体の異常（手首の傷、吐きだこなど）が見られる場合には、早めに専門医専門医に受診させる。

保護者への対応

- ・生徒Aの支援の在り方についての共通理解を図る。
- ・家庭における生徒Aの様子を注意深く見守ってもらい、情報交換を行う。
- ・生徒Aの心の健康問題で悩んでいる保護者の気持ちを受け入れるなど、保護者に対する支援を行う。

関係機関との連携

- ・保護者や学校医等との連携の下、生徒Aの抱える問題を見極め、医療機関等への受診を促す
- ・受信後は、保護者の了解の下、医療機関との連携を図りながら、生徒Aへの相談・支援を継続する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

未然防止策

- ・全教職員が生徒Aの心身の発達や疾病等に関する理解を深めるとともに、心の健康に関するチェックリスト等の活用や、日常の健康観察の徹底を図り、心理的ストレスや悩み、いじめ、不登校、虐待や精神疾病など、生徒の心の健康問題の早期発見・早期対応に努める。
- ・日ごろから、生徒との信頼関係を確立し、相談しやすい体制づくりに努める。
- ・保険学習や保健指導において、心の健康と不安、悩みへの適切な対処の仕方などについて指導するなど、生徒への予防教育を行う。
- ・家庭に対して、生徒の心身の健康状態を的確に把握するように依頼するとともに、保健だより等を通して心の健康に関する正しい知識や対応方法を周知する。

「ストレスサインかもしれない」～いつもと違う子どもの言動に気を配りましょう～

【行動の変化】

- ・学校に行きたがらない。
- ・学習への意欲が乏しくなる。
- ・ゲームや習い事など、好きなことでもやりたがらない。
- ・ささいなことで物を壊したり人に攻撃的になったりする。
- ・何度も手を洗ったり、少しの汚れで着替えたりする。
- ・ささいな物音に驚く。 など

【からだの反応】

- ・食欲がない、あるいは過食になる。
- ・体の痛みやかゆみを訴える。
- ・眠れない。
- ・以前には見られなかったチックが出たり、チックが激しくなる。

【表情や会話】

- ・ぼんやりしている。
- ・ささいなことで泣く。
- ・喜怒哀楽が激しい、あるいは無表情になる。
- ・元気がない。

など

⑯ 児童虐待

生徒Aは、健康診断の際に背中に多数の傷があることから、家庭での虐待の疑いがあることがわかった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・養護教諭は、生徒Aから経緯などを聞き取るとともに、速やかに管理職に報告し、管理職は関係職員を招集し、情報を整理して以後の対応について確認する。

虐待を受けたと思われる生徒への対応

- ・心のケアのため、スクールカウンセラーによる面談を行う。
- ・虐待のことを聴いても話したがらないことが考えられることから、生徒Aとの信頼関係の構築に努める。

虐待が疑われる保護者への対応

- ・家庭訪問などにより、生徒Aの背中に傷があることについて説明し、家庭での状況を把握する。その際、学級担任だけでなく、管理職を含めた複数の教職員で対応する。
- ・保護者との関係が悪化することを懸念し、保健福祉課への通告を躊躇することなく早期の対応を行う。
※保護者が虐待を認めないケースもあることから、事実の確認を十分に行ってから対応する。
※保護者自身が支援を求めている場合には、市町村の福祉部と連携を図り、適切な相談機関を紹介する。

学校の対応

- ・保健福祉課等に速やかに通告する。

教育委員会への報告

- ・管理職は、児童虐待の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。

関係機関との連携

- ・富良野市や保健福祉課一の役割や児童虐待の取扱いの実態等について、富良野市要保護児童対策地域協議会等、様々な機会を通して通告などの主旨の理解を図る。
※保護者との面談ができない場合は、子どもの健全育成サポートシステムに基づいて警察に情報提供し、協力を依頼する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・当該生徒のプライバシーを守るため、学校や生徒が特定されることのないように照会のあった報道機関に協力依頼する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

早期発見の体制構築

- ・学校生活のみならず、家庭訪問などを通して生徒の状況を把握するとともに、生徒がいつでも相談できる雰囲気を作成する。

通告体制の構成

- ・児童虐待の疑いのある場合で確証がないときでも、早期発見の観点から保健福祉課への通告や関係機関への連絡・相談を円滑に行うように日ごろから連携を十分に図る。

保護者に対する啓発

- ・保護者に対し、学校・学級通信や懇談資料などを通して、子育ての悩み相談等の情報を提供するとともに、児童虐待の防止や児童虐待が疑われる場合の関係機関への通告の必要性について啓発する。

⑰ 市街地にヒグマが出没

生徒から「登（下）校中、市街地でヒグマを見かけた。」と学校に連絡があった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握（自然災害の発生を認知したら）

- ・市街地での熊の出没情報を認知した教職員は速やかに管理職に報告し、教職員で分担して生徒の安否を確認するとともに、黒板等を活用して対応の状況及び生徒に関する情報を共有する。
- ・富良野市で発表する熊出沒状況や富良野市教育委員会からの正確な情報を収集するとともに、関係機関等への問い合わせ、実際の状況の観察などにより、学校周辺の状況をできる限り把握する。

登校前・帰宅後の生徒・保護者への対応

- ・教育委員会から伝えられた情報を踏まえてマチコミメールで各家庭に下記のように指示する。

1) 当日朝（未明・早朝）市街地に出没し、安全が確保されない場合

基本的には登校の送迎を指示する。送迎ができない場合は、登校の見合わせを指示する。

2) 前日夜までに市街地に出没し、安全が確保されない場合

通学路やその近くで出没した場合は、生徒が主要道路（見守りの方々がいる道路）に出るまでは保護者が付き添うなど、一人で登校させないように指示する。それが難しい場合は、送迎を指示する。

市街地の広い範囲で出没している場合については、生徒の通学路から離れていても、可能な限り上記同様の対応を指示する。

通学途中の生徒・保護者への対応

- ・保護者や日ごろから指導している通学途中に避難できる場所（公民館やコンビニエンスストア、子ども110番の家等）に連絡をして、通学途中の生徒の所在や心身の状況を確認するなどし、所在を確認した場合には確実に安全が確認できるまで待機するように指示する。
- ・通学途中の避難できる場所で待機している生徒が保護者と連絡がついていない場合には、保護者へ生徒の状況を連絡するとともに、引き渡しや登下校の方法について確認する。
- ・通学途中で所在が確認できない生徒がいる場合には、富良野市教育委員会に報告するとともに、警察、消防等の関係機関に捜索を要請する。

在校している生徒・保護者への対応

- ・在校している生徒を把握し、心身の状況を確認するとともに、学校に待機させる。
- ・下校させる場合は、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者の出迎え、安全な下校のための手立てを講じ、保護者に連絡する。

教育委員会への報告

- ・管理職は、生徒の状況と安全確保に関する対応について、速やかに富良野市教育委員会に報告し必要な指示を受ける。特に、生徒の所在にかかわる情報は随時報告する。
- ・富良野市の危機対策担当部局（災害対策本部等が設置されている場合は当該本部等）が把握している自然災害の状況について情報提供を求める。

関係機関との連携

- ・警察…生徒及び教職員の所在や避難状況を連絡し、情報を共有するとともに、所在が確認できない生徒の捜索要請、通学途中の避難できる場所に孤立している生徒の安全確保についての協力要請を行う。
- ・消防…生徒及び教職員の所在や避難状況を連絡し、情報を共有するとともに、負傷した生徒の救急搬送の要請、通学途中の避難できる場所に孤立している生徒の避難誘導や救出についての協力要請を行う。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等から生徒の所在等について問い合わせがあった場合は、窓口を一本化し、富良野市教育委員会または管理職が対応する。
- ・記者発表等の報道対応は、生徒の個人情報の取扱に十分配慮し、誤報を避けるため、時間を決め、事実確認がとれている内容のみをすべての報道機関に偏りなく回答する。

2 発生後の対応ポイント

状況の把握（安全が確保された後）

- ・マチコミメールで各家庭に、安全が確保されたこと及び指示の解除を連絡する。

9 管理上の事故等

- ① 不審者の侵入
- ② 外部の者による物品の盗難
- ③ 外部の者による物品の器物破損
- ④ 感染症の発生
- ⑤ 学校給食による食中毒
- ⑥ 学校給食への異物混入
- ⑦ 窒息時の対応
- ⑧ 食物アレルギー
- ⑨ 飲料水の事故
- ⑩ 地震
- ⑪ 台風、暴風雪（雪害）
- ⑫ 火災
- ⑬ シックハウス症候群
- ⑭ 施設・設備の老朽化・整備不良等による事故
- ⑮ 犯罪の予告
- ⑯ 施設・設備の爆破（爆破予告）
- ⑰ 弾道ミサイルが発射された際の対応
- ⑱ 生徒の個人情報の保護
- ⑲ 修学旅行中の交通傷害
- ⑳ 入学者選抜への遅刻（学力検査場へ向かう交通機関の事故による遅刻）
- ㉑ 報道機関への対応

① 不審者の侵入

卒業生を名乗る男が来校し、対応した教職員に対して大声を上げながらいきなり殴りかかってきた。

1 発生時の対応ポイント

不審者への対応

- ・他の教職員に緊急事態を知らせ、応援を要請するとともに、手近にある物（モップ、机、イス、消火器、さすまた等）を活用し、防御や不審者の動きや移動を阻止する。
- ・教職員は分担し、不審車の移動阻止のための防犯用具等を持参して現場に急行する。不審者を刺激しないようにしながら、できる限り一室に隔離する。

生徒の安全確保

- ・教職員は、管理職の指示に基づき、絶えず不審者の居場所や言動等を把握しながら、不審者に知られないように事前に決めておいた暗号による緊急放送等で生徒を避難させる。不審者の状況から避難が困難な場合は、教室で待機させる。
- ・学級担任等は、生徒を掌握し、安全を確保しながら避難させる。
- ・負傷者の有無などを確認し、負傷の状況に応じて応急手当を行う。

保護者への対応

- ・保護者への連絡が可能になった段階で、速やかに事故の発生について伝える。
- ・不審者の身柄が警察に確保され、生徒の安全が確認された段階で、保護者に引き渡す。
- ・保護者に連絡がつかない場合は、生徒一人で下校することのないように配慮する。

教育委員会への報告

- ・管理職は、警察等の関係機関へ通報と同時に富良野市教育委員会に第1報を入れる。
- ・不審者の身柄が警察に確保され 生徒の安全が確認された段階で、事件の経過、生徒の状況、負傷者の有無などの情報を可能な限り収集し、速やかに富良野市教育委員会に報告する。

関係機関との連携

- ・直ちに警察へ通報する。また、必要に応じて救急車を要請するとともに、警察へ続報を入れる。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

事後の対応

- ・保護者説明会等を実施し、事件の概要等について説明する。
- ・関係機関やスクールカウンセラーと連携し、生徒や教職員の心のケアに努める。
- ・対応の手順や方法、連携の在り方などについて検証する。

危機管理体制の確立

- ・日ごろから外部の方に挨拶等、声をかけるように心がける。
- ・不審者侵入事故を想定した対応訓練を実施する。
- ・学校安全計画に、生徒の危険予測能力や危機回避能力の育成を位置付け、安全指導を行う。

不審者の侵入防止体制の整備

- ・校門・外灯・校舎の出入り口、窓、鍵の状況等について点検し必要に応じて補修を行う。
- ・死角の原因となる障害物の有無、自転車置場や駐車場からの侵入の可能性について点検を行う。

② 外部の者による物品の盗難

朝7時30分頃、〇〇部の生徒Aが練習のため、ラケットを置いてある教室に向かい入室すると、教室の窓ガラスが割られ、そこに置いてあった生徒の私物であるラケットが紛失していた。Aは直ぐに〇〇部の顧問に連絡した。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・連絡を受けた教職員は、協力者を要請するとともに、速やかに現場へ行き、「立入禁止」の掲示をするなど、現場保存の処置を行う。
- ・器物損壊や盗難の状況を可能な範囲で把握し（写真を撮っておく）、管理職に速やかに報告する。
- ・管理職は、全教職員に事実を伝えるとともに、その他の被害状況を把握するように指示する。
- ・今後の対応方針等を決定し、全教職員で共通理解を図る。
- ・各学級または全校集会等において、全生徒に不審者による物品の盗難があった事実を説明し、他の生徒に被害がないか、物品の盗難の現場を目撃していないかなどを確認する。
- ・不審な人物等の可能性があるため、安全指導を徹底する。

保護者への対応

- ・学級担任や部活動顧問が、被害を受けた生徒の保護者に連絡し、事故の概要や学校のとった処置を説明し、理解を求める。
- ・必要に応じて、学級担任や部活動顧問とともに管理職が各家庭を訪問する。
- ・状況によっては、保護者への声明文書の配付や緊急PTA集会を開催し、事故の概要及び今後の対応について説明する。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

関係機関との連携

- ・管理職は、状況を把握し、警察へ速やかに届け出るとともに、捜査を依頼する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策の検討

- ・全校集会等で事故の概要を伝え、教室に置いていく物などについて再確認するとともに、再発防止に向けた学校の対応について説明する。
- ・学級担任や部活動顧問は、生徒に対し、不要な私物を持ち帰ることや貴重品の自己管理等について指導する。
- ・富良野市の派出所、士別警察署に対し、夜間における警戒強化について要請する。

未然防止策

- ・各室の管理責任者は、退勤時に施錠を確認するとともに、最後に退勤する者は、校舎の施錠と機械警備セットを確認する。
- ・備品等の保管場所や保管方法に十分に配慮する。
- ・富良野市の防犯協会などの関係機関に学校周辺の見回りを定期的実施するように要請する。
- ・和寒小学校や教育委員会、警察等の関係機関と連携を図り、情報を共有し、被害の拡大を防止する体制を整備する。

薬品の紛失・盗難の場合の留意点

- ・紛失した薬品が学校給食や水道水に混入されるなど、生命に関わるような事故になりかねないことを考え、速やかに対応することが必要となる。
- ・日ごろから、理科薬品等の管理責任者は、薬品受払簿により薬品の使用状況を正確に把握するとともに、薬品棚・準備室等の施錠の徹底に努める必要がある。

③ 外部の者による器物破損

1時間目の前の教室移動の際に、1階の特別教室に行った生徒から、教室の窓ガラスが多数割れているとの連絡があった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・連絡を受けた教職員は、速やかに現場へ行き、「立入禁止」の掲示をするなど、現場保存の処置を行う。
- ・器物損壊の状況を可能な範囲で把握し（写真を撮っておく）、管理職に速やかに報告する。
- ・管理職は、全教職員に事実を伝えるとともに、その他の被害状況を把握するように指示する。
- ・今後の対応方針等を決定し、全教職員で共通理解を図る。
- ・管理職は、生徒や保護者への説明内容等、今後の対応方針を検討し、決定する。
- ・各学級または全校集会等において、全生徒に不審者による器物破損があった事実を説明し、他の生徒に被害（盗難被害を含む）がないか、器物破損の現場を目撃していないかなどを確認する。

保護者への対応

- ・状況によっては、保護者への声明文書の配付や緊急PTA集会を開催し、事故の概要及び今後の対応について説明する。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

関係機関との連携

- ・管理職は、状況を把握し、警察へ速やかに届け出るとともに、捜査を依頼する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

未然防止策

- ・日ごろから施設の管理状況を確認し、整備に努める。
- ・各室の管理責任者は、退勤時に施錠を確認するとともに、最後に退勤する者は、校舎の施錠と機械警備セットを確認する。
- ・富良野市の防犯協会などの関係機関に学校周辺の見回りを定期的実施するように要請する。
- ・和寒小学校や教育委員会、警察等の関係機関と連携を図り、情報を共有し、被害の拡大を防止する体制を整備する。
- ・校地内に容易に侵入されないように許可なく立ち入ることを禁じる看板を設置する。

器物破損が生徒による場合

Q 故意に器物破損を行った生徒の保護者に対し、弁償を求めることができるか。

A 原則的には可能である。

〔法令・判例〕

- ・不法行為によって与えられた損害には、当然賠償の責任が発生し、生徒に責任応力がない場合は、保護者が賠償責任を負う。（民法第709条、第712条、第714条）
- ・生徒に責任応力がある場合でも、保護者が監督義務を怠っている場合、保護者に賠償を求めることができると考えられる。（最高裁 昭和49年3月22日判決）

④ 感染症の発生

生徒Aは、9月下旬より咳等を訴え医療機関を受診したが、風邪と診断された。その後は市販薬で症状を抑えながら登校していたが、12月中旬になっても咳・息切れ・微熱等の症状が続いていたため、学級担任と養護教諭が再度の受診を勧めて受診してもらったところ、感染症と診断された。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・他の生徒や教職員に感染した者がいないか、健康観察等で健康状態を破壊する。

保護者への対応

- ・保健所からの要請で定期外健康診断が実施される場合には、保護者に対して文書で協力を依頼し、必要に応じて説明会を実施する。

教育委員会への報告

- ・管理職は、生徒に感染症発生またはその疑いがある場合には、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

関係機関との連携

- ・診断した医師から保健所に届け出が出され、保健所が対応策を行うことから、学校は対応について保健所と情報を共有する。
- ・保健所からの要請で、臨時の健康診断が実施される場合は、保健所に協力する。
- ・富良野市教育委員会、学校、学校医、保健所等が互いに報告・連絡・相談できる体制を整えておく。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・感染症と診断された生徒の人権やプライバシーに十分に配慮する。

その他

- ・感染症と診断された生徒・家族の人権やプライバシーに十分配慮するとともに、誤解や偏見による差別、いじめなどの問題行動が生じないように他の生徒に対する指導を行う。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

感染予防

- ・全生徒に定期健康診断を受診させるとともに、学校医との連携の下、日常の健康観察の徹底や医療機関への受診指導結果の把握に努める。
- ・保健学習や保健指導において、感染症に関する正しい知識や予防法などの指導の充実に努め、生徒への予防教育の徹底を図る。
- ・家庭に対し、生徒の健康状態を把握するために「健康チェックカード」への記入を依頼するとともに、保健だより等を通じて感染症に関する正しい知識や予防法の周知を図る。
- ・富良野市や近隣市町村における発生や流行状況を把握する。
- ・教職員は自身が発病すると生徒に集団感染させる可能性が高いことを自覚し、毎年の健康診断を必ず受診するとともに、感染症が疑われる症状があった時には早期に受診する。

⑤ 学校給食による食中毒

多数の保護者から嘔吐・発熱・下痢等の症状による欠席連絡が相次ぎ、登校した生徒の中にも同様の症状を訴えて保健室へ来室したり早退したりする生徒が続出した。その後、症状を訴える生徒を診察した医師から「食中毒の疑いがある。」との報告を受けた。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・管理職は、異常を訴える者、欠席者及び早退者の理由や症状に嘔吐や下痢、発熱、腹痛が共通に見られる状況を2週間前にさかのぼって把握し、(食中毒の集団発生の疑いがある時は、)直ちに学校医、教育委員会、保健所に連絡する。
- ・管理職は、他の学校や生徒の家族の状況などを把握する。
- ・管理職は、学校医や保健所から、地域における感染症の発生状況について情報を得る。
- ・管理職は、感染症の疑いも視野に入れ、発症前2週間に食物を扱った実習や行事等について把握する。
- ・管理職は、生徒の健康状態や対応等について、時系列に正確に記録する。
- ・校長は、学校給食の中止や臨休・出席停止の措置について保健所等と相談の上、速やかに判断する。
- ・管理職は、保健所及び学校医の指示事項を正確に記録する。
- ・管理職は、士別市学校給食センターと連携し、献立表、調理作業工程表、作業動線図、温度記録簿、検収記録簿、検食記録簿、調理従事者検便結果、調理従事者の健康記録簿、日常点検表、保存食記録簿、生徒の健康観察記録簿など準備するとともに、学校給食の保存食の廃棄禁止を栄養教諭に指示する。

保護者への対応

- ・学級担任等は、入院や欠席等をしている生徒に対して、病院や家庭を訪問し、容体を確認するとともに、今後の対応について説明する。
- ・学級担任等は、症状のある生徒を速やかに医療機関で受診させ、食中毒発生(疑いがある)の事実、生徒の健康調査、検便などの各種調査の協力を速やかに依頼する。
- ・校長は、PTA役員会等を招集し、状況を説明するとともに、今後の対応について協力を依頼する。
- ・校長は、全保護者を対象とした説明会等を開催して状況を説明するとともに、食中毒の正しい知識と二次感染予防等について文書を配付し、不安解消に努める。

生徒への対応

- ・栄養教諭は、全校集会等により、食中毒の正しい知識や手洗いの励行等、健康管理についての指導を行う。
- ・学級担任等は、罹患した生徒に対しては、不安解消に努め、心のケアが必要な生徒にはカウンセリング等を行い、対応するとともに、いじめを受けることのないように配慮する。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
- ・校長は、速やかに「学校(共同調理場)における食中毒発生状況報告」により報告するとともに、適宜中間報告する。また、終息した時は、「学校における感染症・食中毒等発生状況報告」により速やかに報告する。

関係機関との連携

- ・管理職は、学校医、保健所に連絡し、症状のある生徒への対処や施設等の消毒方法などについて指示を受け、対応する。
- ・校長は、保健所や教育委員会が行う検査や調査に協力する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策(未然防止策)のポイント

再発防止策

- ・士別市学校給食センターと連携し、関係機関の原因究明に協力し、事故原因の改善を図るとともに、関係機関の立入調査及び指導を受けて、改善状況の確認及び検証を行う。

未然防止策

- ・施設整備の状況を把握し、衛生管理上問題があれば、教育委員会に報告する。また、各学級に使い捨て手袋を配備するなど、日ごろから衛生管理の徹底を図り、二次感染の防止に努める。
- ・対策委員会の設置の必要性について協議し、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって対応する体制づくりに努める。

⑥ 学校給食への異物混入

給食時間となり、学級で配膳した給食を食べ始めたところ、ある生徒が「パンの中に縫い針らしき者が入った。」と、学級担任に報告した。

1 発生時の対応ポイント

初期対応

- ・学級担任は、まず生徒の負傷の有無を確認すると同時に学級の他の生徒に対して給食を食べないように指示するとともに、直ちに管理職に報告する。
- ・管理職は、直ちに校内放送により、生徒や教職員に対して給食を食べないように指示するとともに、他の学級の状況を把握する。

状況の把握

- ・異物発見時の状況（食器・食缶の場所・配膳の方法・生徒の状況等）を確認するとともに、現物（袋等も）保存する。
- ・管理職は、パンの搬入に携わった者と搬入状況（時刻・場所・個数等）を確認する。
- ・管理職は、故意に混入させたことも考えられることから、学校日誌等によって来校者を確認する。
- ・学級担任等は、生徒の健康状態や対応等について正確に記録しておく。

保護者への対応

- ・校長は、保護者説明会を設け、異物混入の概要や対応、予防策等についてわかりやすく説明するとともに、文書を配付し、不安解消に努める。

生徒への対応

- ・学校給食の安全管理体制が整い、食品の安全性が確保された時点で給食用のパンの使用を再開する。
- ・校長は、全校集会等を通じて、生徒に事故の概要と対応について丁寧に説明し、不安解消に努める。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。また、翌日以降の給食の中止等の対策を協議する。

関係機関との連携

- ・管理職は、警察に速やかに届け出るとともに、捜査に協力する。
- ・管理職は、混入した物によっては学校医、保健所にも連絡し、対処の方法について指示を受ける。
- ・保健所や教育委員会が行う検査や調査に協力する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

未然防止策

- ・給食の生徒による搬出時、管理職が立ち会う。
- ・学校給食の安全管理のための担当者を明確にするるとともに、給食の検食等を確実に実施し、配膳室に給食を保管する際の留意事項（保管場所・温度・施錠）を徹底するなど、管理体制を整える。
- ・安全確保のため、生徒への指導を徹底する。（パンはちぎって、一口大にして食べる。牛乳等が容器から漏れていないか確認するなど）

⑦ 窒息時の対応

生徒Aが、給食の時間中に配食された白玉だんごを喉につまらせた。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・学級担任等は、当該生徒に「喉がつまったの？」と尋ね、声が出せず、うなずくようであれば窒息と判断し、次の方法で応急手当をする。
- ・学級担任等は、生徒に教職員を呼びに行かせる。知らせを受けた教職員は、直ちに養護教諭に連絡し応急手当をするとともに、管理職に報告する。必要に応じて救急車を要請する。教職員が同乗して医療機関へ搬送する。

【背部叩打法】

体の小さな生徒では、立て膝で太ももがうつぶせにした生徒のみぞおちを圧迫するようにして、背中の中を平手で何度も連続して叩く。なお、腹部臓器を傷つけないよう力を加減する。

【ハイムリッチ法（腹部突き上げ法）】

体の大きな生徒では、後ろから両膝を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上の方に圧迫する。この方法が行えない場合、横向きに寝かせるか座って前かがみにして、背部叩打ち法を試みる。

- ・当該生徒に反応がない場合、あるいは最初は反応があっても応急手当をしている途中にぐったりとして反応がなくなった場合には、直ちには心肺蘇生をする。

他の生徒への対応

- ・他の教職員等は、給食を食べることを中止し、他の教職員の誘導の下、他の教室に移動させるとともに、当該生徒の状況を説明し不安解消に努める。

保護者への対応

- ・管理職は、保護者に症状や経過、搬送先等を正確に連絡する。
- ・管理職、学級担任等が病院に向かい、保護者に事故の詳細を説明する。
- ・事故の原因や状況、今後の対応策を全校生徒や保護者に説明し、学校の対応について理解を求める。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

未然防止策

- ・学級担任等は、日ごろの給食指導において、次のことを指導するとともに、教師不在の時間を問わず、食事中は生徒の様子に注意する。
 - * 食べ物は食べやすい大きさにして、よく噛んで食べること。
 - * 口に食べ物を入れたままおしゃべりをしないこと。
 - * 食事中にびっくりさせるようなことはしないこと。
 - * 歩きながら飲食しないこと。
 - * 食べ終わる速さを競わないこと。
 - * 種のある果物を食べる時には、十分に注意して種を取り除いて食べること。
- ・授業が給食の時間に食い込むことがないように努めるとともに、おかわりの開始時間を設定するなど、生徒がゆとりをもって食事ができるように配慮する。
- ・嚥下障害のある生徒は、食べ物による窒息を起こしやすいので、学級担任等は主治医の指示を受けながら家庭と連携して十分配慮する。

※嚥下障害のある生徒に種のある果物を提供する際には、種の除去をして提供する。

⑧ 食物アレルギー

生徒Aは、給食終了後、体調不良を訴えたため休養させていたところ、全身にじん麻疹が現れ、ぐったりとして意識がもうろうとなってきた。Aは軽い食物アレルギーをもつ生徒で、あり、ショック症状を呈していると思われる。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・見つけた教職員は、当該生徒の状況を確認して、直ちに養護教諭に連絡し、応急手当をするともに、管理職に報告する。
- ・救急車を要請し、到着後、教職員が同乗して医療機関へ搬送する。

生徒への対応

- ・安全な場所に移動させ、足を顔より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え、顔を横向きにする。
- ・意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色を確認しながら必要に応じて心肺蘇生法（AEDの使用法を含む）等の措置を行い、救急車を待つ。

※生徒がエピペンを携帯している場合には、できるだけ早期に注射することが効果的

※教職員がエピペンを注射してよいかどうかについては、事前に富良野市教育委員会の指示を仰いでおく

保護者への対応

- ・管理職は、保護者に症状や経過、搬送先等を正確に連絡する。
- ・管理職、学級担任等が病院に向かい、保護者に事故の詳細を説明する。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

関係機関との連携

- ・管理職は、学校医及び主治医に連絡し、必要な指示を受け、対応する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策

- ・学級担任、教科担任、養護教諭等から情報を集め、事故に至った経緯や行った処置、対応策を整理する。
- ・関係機関の協力を得ながら、原因や学校の対応等を分析し、校内体制の見直しや研修の実施等、再発防止策を講じる

未然防止策

- ・管理職は、食物アレルギーの有無・原因となる食物・運動との関連の有無・給食の対応・薬の携帯・課外活動の留意点等、生徒の実態について保護者から正確な情報を得る。
- ・管理職は、保護者の同意を得た上で、生徒のアレルギー等の情報を教職員間で共有するとともに、個別の対応策を明確にしておく。
- ・教職員が研修を通じて、食物アレルギーやアナフィラキシー、心肺蘇生法（AEDの使用法を含む）、応急手当等についての知識や技能を習得する。
- ・アナフィラキシーショックが発生した場合の対応について、校内体制（症状の確認、応急手当、緊急連絡先の確認等）を定め、全教職員で共有する。
- ・学校・学級通信、保健だより等を通じ、保護者に食物アレルギーやアナフィラキシーショックに関する情報を提供する。

アナフィラキシーとは・・・

アレルギー反応により、じん麻疹等の皮膚症状・腹痛や嘔吐等の消化器症状・呼吸困難等の呼吸器症状が複数同時にかつ急激に出現した状態をいう。
原因のほとんどは食物だが、昆虫刺傷、医薬品、ラテックス（天然ゴム）、運動などでも起きることがある。

⑨ 飲料水の事故

平日の昼近く、多くの生徒から飲料用の水道水に異臭があると訴えがあった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・水道水を確認して汚染の疑いがある場合は、直ちに水道水の使用を中止するとともに、全教職員や生徒等に周知する。
- ・体調不良を訴える生徒がいる場合は、保健室で応急手当後、必要に応じて救急車を要請する。教職員が同乗して医療機関へ搬送する。

保護者への対応

- ・体調不良を訴え、応急手当や医療機関での診察を受けた生徒の保護者に対して、状況を説明するとともに、帰宅後の生徒の体調確認と再び体調不良となった場合の速やかな医療機関での受診、当該生徒の状況の学校への連絡を依頼する。
- ・水道水の使用を中止した場合は、保護者に対し水道水に異常が発生したこと及び学校の対応について文書等で周知する。
- ・検査結果についても、文書等で周知し理解を得るように努める。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

関係機関との連携

- ・水道事業者、検査機関と連携して速やかに水質検査（臨時）を実施する。
- ・保健所や教育委員会が行う検査や調査に協力する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

原因の究明・再発防止策の検討

- ・保健所等の関係機関による水質検査（臨時）の結果を基に原因の特定に努め、原因が学校管理下の施設設備の不備にある場合は、速やかに富良野市教育委員会に改善の措置を講じるように求める。
- ・原因が富良野市の水道事業者等から学校施設までの経路の途中に問題にある場合は、速やかに関係機関と連携して対策を検討し、町の水道事業者に改善の措置を講じるように求める。

未然防止策

- ・教職員・生徒には、平素から水道水の色、濁り、臭気、味等について関心をもたせ、万一異常を感じたときは、直ちに連絡するよう指導の徹底を図る。

⑩ 地震

授業中に地震が発生し、震度6強の激しい揺れに襲われた。

1 発生時の対応ポイント

初期対応（安全確保・状況把握）

- ・授業担当教諭は、生徒に窓やロッカーから離れ、机の下に潜るように指示する。
- ・身を隠すところがない場合は、落下物から身を守るため、鞆や本等で頭を保護し、低い姿勢をとらせる。
- ・避難口を確保するために出入り口を開放する。
- ・火気使用中は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉め、電気器具のコンセントを抜く。

二次対応（状況把握、避難指示、誘導）

- ・管理職は、テレビやラジオ、インターネット等で地域全体の被害状況や津波警報の発令の有無等を把握し、負傷者の救護や避難方法を決定する。また、学校の被害状況を踏まえ、必要に応じて「学校防災本部」を設置する。
- ・授業担当教諭は、生徒の負傷の有無や程度、避難時の安全性（教室及び周辺の被害状況、転倒、落下の危険性等）を確認するとともに、生徒の不安を増大させないようにその場にとどまる。
- ・発生時に授業を担当していない教諭は、分担して各教室に急行し、授業担当教諭から生徒の状況を聞き取るとともに、避難経路や避難場所の安全性、校舎の破損状況などを確認し、管理職に報告する。また、必要な場合は、授業担当教諭や養護教諭と連携し、負傷者の応急手当に当たる。
- ・避難誘導を担当する教職員は、避難経路及び避難場所の安全性が確認できた後、校内放送等を通じて避難の指示を行う。
- ・授業担当教諭は、指示に従い、生徒の避難を開始する。その際、落ち着いて行動するように指示する。
※合い言葉は、「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」
- ・発生時に授業をしていない教職員は、避難経路及び避難場所における誘導と安全確保に努める。
- ・校内放送が使えない場合は、ハンドマイク等を用いて伝えるなど、確実な伝達方法により避難指示を伝える。更に、逃げ遅れた者がいないかを確認する。

避難場所での対応

- ・授業担当教諭または学級担任は、名簿による人員確認、負傷者等の状況確認を行い、管理職に報告する。
- ・管理職は、生徒や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等を中心に救護班を組織し、応急手当を行う。

教育委員会への報告

- ・管理職は、災害により被害があった場合や教育活動に支障があった場合は、その概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受ける。
- ・管理職は、避難所としての対応等、富良野市としての災害対応の一環としてどのように行動すればよいか、指示を仰ぐ。

事後対応

- ・警察、消防署などの関係機関から校区の被災状況を正確に把握する。
- ・負傷した生徒がいる場合は、速やかに保護者に連絡する。
- ・生徒を下校させる場合は、状況に応じて保護者と連絡がとれるまで学校に待機させる。

2 防対対策のポイント

体制整備と備蓄

- ・校外活動などにおいて被災することも想定し、活動場所や移動経路上での避難場所を決め、保護者へ周知するとともに、引率者が携帯ラジオを持ち、情報を得られるように準備する。
- ・避難所の開設について、防災担当部局や地域住民等関係者・団体と連携を図り、あらかじめ開設の手順と役割を明確にしておく。

安全管理の徹底

- ・避難訓練を通して、防災体制の問題点を確認し改善を図るとともに、日ごろから教職員の危機管理意識の高揚を図り、施設・設備等の安全点検を徹底する。
- ・緊急時に搬出が必要な物品の保管場所を全教職員に周知するとともに、定期的に点検を行う。

※待機時、保護者への受け渡しの際は、感染症拡大防止の観点（消毒、ソーシャル・ディスタンス、マスクの着用）も踏まえて行う。

⑪ 台風、暴風雪（雪害）

台風の影響で昼前から徐々に風雨が強まり、午後に入って予想以上の風と集中豪雨になった。学校の周囲では至る所で街路樹が倒れ、道路の一部が冠水している。

1 発生時の対応ポイント

初期対応（安全確保・状況把握）

- ・管理職は、テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報や関係機関への問い合わせ、実際の状況観察などにより、気象や道路、避難勧告等の正確な情報収集を行う。
- ・管理職は、学校内外の安全状況を確認し、危険な状況が予測される場合には、カーテンを窓にはさんだり、窓から離れたりして、窓ガラスの破損に備えるなど、生徒の安全確保に努めるように全教職員に指示する。状況に応じて、体育館などの安全な場所に避難させる。
- ・学校周辺の状況を把握するとともに、冠水や土砂崩れ等の被災箇所を確認し、生徒の通学経路の状況の把握に努める。
- ・近隣校（剣淵小中、和寒小）と情報交換を行う。
- ・管理職は、始業前に生徒の安全が確保できないことが明らかな場合は、臨時休業等の措置を講ずる。

下校・待機の判断

- ・下校させる場合は、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者の迎え等、安全な下校のための手立てを講じ、保護者に連絡する。また、保護者と連絡がとれない場合や公共の交通機関が不通で下校手段のない場合は、学校に待機させる。
- ・学校で待機させる場合は、生徒を各地区ごとに集め、下校が可能になった場合に備える。保護者の迎えがあった場合は、保護者に引き渡す。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故があった場合は、その概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
- ・管理職は、避難所としての対応等、富良野市としての災害対応の一環としてどのように行動すればよいか、指示を仰ぐ。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 防対対策のポイント

事前の対応策

- ・日ごろから教職員の危機管理意識の高揚を図り、防災体制を整備しておく。
- ・日ごろから教職員が分担して通学路等を巡回し、河川・用水路・側溝・水田、崖、坂道など危険箇所の状況を把握するとともに、必要に応じ富良野市教育委員会を通じて役場土木課等へ通報し、安全確保の措置を講ずるように要望する。
- ・災害時に迅速に対応できるように情報の収集手段（テレビ、ラジオ、インターネット等）や問い合わせ

安全教育の徹底

- ・災害発生時の危険や安全な行動の仕方等に関して、具体的に指導する事項を指導計画に位置付け、危険予測能力、対応能力の育成に努める。
- ・防災の専門家を招聘した講演会や関係機関等と連携した防災訓練、PTAや地域防災組織と連携した合同訓練を行うなど、様々な状況を想定した防災教育を計画的に実施する。
- ・集団下校や保護者引き渡し訓練、一斉メールのシミュレーションの実施など、生徒や保護者が緊急時における安全について理解し、安全な行動をとることができる指導を充実させる。

※待機時、保護者への受け渡しの際は、感染症拡大防止の観点（消毒、ソーシャル・ディスタンス、マスクの着用）も踏まえて行う。

⑫ 火災

授業中に地2階家庭科室から火災が発生した。

1 発生時の対応ポイント

初期対応（安全確保・状況把握）

- ・発生時に授業を担当していない教諭は、火災発生場所を確認し、管理職（防火管理者）に報告するとともに、可能であれば、初期消火を行う。
- ・管理職は、消防署に通報をするとともに、最も安全な避難経路及び避難場所を決定する。
- ・授業担当教諭は、教室の窓を閉め切るとともに、生徒の動揺を抑え、避難の準備をする。

避難指示・誘導

- ・管理職は、火災発生場所、避難経路及び避難場所を校内放送等で指示する。
- ・授業担当教諭は、生徒を落ち着かせ、指示に従い整然と生徒の避難を開始する。その際、身を低くし、ハンカチ等を口に当てて避難するように指示する。

※合い言葉は、「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」

- ・火災発生時に授業を担当していない教職員は、避難経路及び避難場所における誘導と安全確保を行うとともに、逃げ遅れた生徒がいないか確認する。また、特別な配慮を必要とする生徒の避難をサポートする。

避難場所での対応

- ・授業担当教諭または学級担任は、名簿による人員確認、負傷者等の状況確認を行い、管理職に報告する。
- ・管理職は、生徒や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等を中心に救護班を組織し、応急手当を行う。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

事後対応

- ・消防署や警察等関係機関の現場検証などの対応は、管理職に窓口を一本化し、他の教職員は管理職の指示があるまで待機する。
- ・負傷した生徒がいる場合は、速やかに保護者に連絡する。
- ・今後の対応（下校時の措置）について、マチコミメール等により保護者に連絡する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

防災体制の確立

- ・日ごろから、防災管理者を中心に、教室や特別教室の火気点検を行い、全教職員が消火器の所存やその使い方を熟知しておく。
- ・避難経路の指示、出入り口の安全確保を行う。
- ・通報連絡、初期消火、避難誘導、重要書類等の搬出、救護などの役割分担を適切に行い、実効性のある防災体制を確立する。
- ・学校付近からの出火に際しても、生徒を安全に避難させるなど、速やかに対応できるようにする。

実践的避難訓練の実施

- ・様々な時間帯、出火場所を想定した避難訓練を実施する。
- ・特別な配慮を必要とする生徒や負傷者の避難を円滑に行うための方法を明確にして訓練を行う。

始業前や放課後における火災発生時の留意点

- ・校舎内にいる全ての人の安全な場所への避難を最優先に進める。
- ・校舎内を詳しく点検し、生徒及び教職員、来校者が校舎内に残っていないか確認する。
- ・避難後は、各家庭に連絡し、全生徒の安否を知らせる。

※待機時、保護者への受け渡しの際は、感染症拡大防止の観点（消毒、ソーシャル・ディスタンス、マスクの着用）も踏まえて行う。

⑬ シックハウス症候群

生徒や教職員「頭痛がする」「目が痛い」「のどが痛い」等の訴えがあった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・校舎等の新築、改装、新たに備品等を設置した際に、それらから化学物質が放散されていることも考えられるため、生徒等からの訴えを管理職に報告するとともに、当該の生徒や教職員から十分な聞き取りを行う。
- ・症状を訴えた生徒の家庭環境（自宅の新築・改装）に原因があることも考えられるので、状況に応じて保護者から聞き取りを行う。
- ・当該生徒については、学級担任、養護教諭、保護者と相談し、必要に応じ専門医を受診させる。
- ・生徒等から聞き取った情報を基に、場所の特定に努め、当該教室等の換気を励行する。
- ・明らかに異臭、刺激臭がする場合は、当該教室等の使用中止について検討する。
- ・当該生徒だけでなく、全生徒の健康観察を継続的に行う。

保護者への対応

- ・教室の一時使用中止、学校環境衛生検査（臨時）の実施など、学校の対応について文書で周知する。
- ・検査結果についても、文書等で周知し、理解を得るように努める。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

関係機関との連携

- ・管理職は、保健福祉課と連携し、速やかに学校環境衛生検査（臨時）を実施する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

原因の究明・再発防止策の検討

- ・保健福祉課と連携して学校環境衛生検査（臨時）を実施し、検査の結果、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物が基準とを超えた場合は、当該教室の使用を中止し、換気に努める。
- ・保健福祉課や富良野市教育委員会と連携し、ホルムアルデヒドを検知する市販品を活用するなどして、発生源の特定に努め、汚染物質の発生を低くするための適切な方策を検討する。

未然防止策

- ・全教職員の共通認識のもとで、日常的に換気を行う。特に、ワックス掛けを行う場合は、室内空気を汚染する化学物質の放散がない、または少ないワックスを選定する。
- ・パソコン、机、イスなどの備品を大量に更新した場合は、速やかに学校環境衛生検査（臨時）を行う。
- ・作業の状況によっては、個別の対応を行う。

⑭ 施設・設備の老朽化・整備不良等による事故

昼休み中に、体育館での複数の生徒が遊んでいたところ、バスケットゴールが折れて落下した。生徒からの連絡で教職員と養護教諭が駆けつけた。負傷した生徒や、泣いている生徒がいた。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・教職員は、生徒の負傷の状況を確認し、必要により応急手当により応急手当を行うとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・負傷の状況により、救急車を要請して、教職員が同乗し、医療機関へ搬送する。
- ・生徒の動揺を鎮め、他の場所に移動させる。
- ・折れたバスケットゴールを使用禁止にし、現場付近の立入を禁止する。
- ・事故を目撃した生徒に、動揺を鎮めながら可能な範囲で事故の状況を聴き、収集した情報を速やかに管理職に報告する。
- ・負傷した生徒や他の生徒に対し、面接や家庭訪問の実施により心のケアを継続的に行う。

保護者への対応

- ・管理職や担当教職員教諭等は、負傷した生徒の保護者に、事故の発生、負傷の状況、搬送先、事故への対応の経過等を正確に連絡し、謝罪する。
- ・軽症の場合であっても、保護者に対して速やかに医療機関で受診するように依頼する。
- ・管理職は、事故の状況、負傷の程度に応じて保護者に対する説明会を開き、事故原因や対応の経過、再発防止に向けた学校の取組などを説明し、理解を求める。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

関係機関との連携

- ・医療機関と連携し、生徒の負傷の状況を把握する。
- ・警察に報告し、事故の概要、負傷した生徒への対応等を説明し、事故の調査検証等に協力する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

施設・設備の安全点検

- ・日ごろから教職員の安全管理意識を高め、運動場設備等の点検・管理体制を整備する。（定期点検・月例点検・日常点検・臨時点検等）
- ・点検結果については、全教職員が共有し、危険性がある場合は生徒に周知するとともに、危険防止のための指導を行う。
- ・使用が不可能な運動場設備等については、立ち入りや使用を禁止するとともに、速やかに富良野市教育委員会に改善の措置を講ずるように要望する。

⑮ 犯罪の予告

市内の小・中学校を対象とした爆破等の予告のメールが、市役所に送られてきた。

【予告内容の例】「●月●日●時●分より、学校を爆破する。」

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・犯罪予告を受けた学校または教育委員会が警察へ通報し、学校の警戒を依頼する。(市町村教育委員会は、速やかに教育局へ報告願います。)
- ・管理職は全職員に状況を説明し、今後の対応方針、対応策の手順や内容を指示する。

警察との連携・対応

- ・学校は、犯行予告日まで、警察と連携し、校舎内外での不審物の点検、不審者の警戒等を実施する。
- ・不審物、不審者があった場合は、警察の指導の下に対応する。

〔不審物が発見された場合〕

- ・警察と協力し、児童生徒を安全な場所へ避難誘導し、安全確保を図る。
- ・生徒の保護者への引き渡し等、下校方法を決定する。
- ・不審物の処理後、授業再開の時期等を決定する。
- ・保護者や生徒に事故の状況と学校の対応を説明する。
- ・犯行予告日も含め、警察の助言を受け、生徒の安全確保を判断した場合は、教育活動を実施する。

保護者への対応

- ・犯罪予告の概要を伝える。
- ・教育委員会は域内の各学校の保護者に周知する内容を検討し、学校に指示する。事故の発生及び状況について連絡する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故概要を速やかに富良野市教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等の指導助言を受け、対応状況を適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化する。(複数校を対象とした事案の場合は、教育委員会が窓口となる。)

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

不審者の侵入防止体制の整備（日常的な取組）

- ・校門、外灯、校舎の出入り口、窓、鍵の状況等を点検し、必要に応じ補修を行う。
- ・死角の原因となる障害物、自転車置場や駐車場等からの進入の可能性について点検を行う。
- ・校舎内外の整理・整頓を行い、不要なものを撤去し、異常の有無を確認、不審物の発見に努める。
- ・使用しない出入り口及び教室等は施錠する。
 - ・来訪者にリボンや名札等を着用させて、不審者との識別を可能にする。

危機管理体制の確立

- ・同様の事案を想定した対応訓練を実施する。
- ・学校安全計画に、児童の危険予測能力や危機回避能力の育成を位置付け、安全指導を行う。

事後の対応

- ・保護者説明会等を実施し、事件の概要等について説明する。
- ・関係機関やスクールカウンセラーと連携し、生徒や教職員の心のケアに努める。
- ・対応の手順や方法、連携の在り方などについて検証する。

爆破等の予告に対する対応方針

- (1) 児童生徒を不安にさせない配慮をし、安全確保を第一とする。
- (2) 警察との連携による校舎内外の不審物の点検、不審者の警戒を実施する。
- (3) 安全確保の上で教育活動を実施する。

関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第29条の2（危険等発生時対処要領の訓練の実施等）

【参考資料等】

- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」
（平成30年2月 文部科学省）

⑩ 施設・設備の爆破（爆破予告）

A中学校で2時間目の授業中、職員室に、「学校に爆弾を仕掛けた。12時に爆発する。」と電話があった。電話を受けた教職員は、さらに詳しいことを聞こうとしたが、電話が切れた。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・電話を受けた教職員は、ただちに内容を管理職に伝える。管理職は警察へ通報し、指示を受ける。
- ・管理職は全教職員に状況を説明し、生徒の安全確保のため、教職員に生徒の安全な場所への避難誘導を指示する。（爆発の予告まで時間がない場合は校内放送等で連絡する。）
- ・いたずらの可能性もあるが、爆発を想定し、生徒の安全確保のため、安全な場所へ避難させる。その際、生徒に不審物には触れないよう指示する。
- ・教職員が分担し、不審物がないか確認し、迅速に避難させる。避難後、担任等は生徒名簿により点呼を行い、生徒の安全を確認する。
- ・校地内に、来客を立ち入らせない

警察との連携・対応

- ・警察の指示に従い、捜索等に協力する。（校舎配置図、校舎案内、電話内容の事情聴取、不審物情報等）
- ・捜索結果ごとに、警察の助言を参考にするなど、連携して以下の対応をする。

【爆発物が発見された場合】

- ・避難場所の再検討（変更）など生徒等の安全確保を図る。
- ・生徒の保護者への引き渡し等、下校方法を決定する。
- ・爆破による火災発生が想定される場合は、学校は消防署等関係機関へ連絡する。
- ・爆発物の処理が終わった後、授業再開の時期等を決定する。
- ・保護者に事故の状況について説明する。

【爆発物が発見されなかった場合】

- ・学校は授業の再開の時期を決定する。
- ・保護者に事故の状況について説明する。

爆発発生時の対応

【避難完了前に爆発した場合】

- ・生徒等をグラウンドなど校外の安全な場所へ避難させ点呼を行う。
- ・負傷者の応急手当、救急車で負傷者の医療機関への搬送する。
- ・死傷者のリストを作成し、不明者の有無等、生徒及び教職員の安否を確認する。
- ・教職員は負傷者の搬送先の病院を保護者へ連絡する。
- ・校舎等の被害状況を確認する。

【避難完了後に爆発した場合】

- ・点呼を行うとともに、生徒の安全を確認する。
- ・校舎等の被害状況を確認する。
- ・生徒を安全に下校させる。保護者への引き渡しをする。

【事態が収束した後の対応】

- ・警察や消防の現場検証に協力する。
- ・負傷した生徒やショックを受けている生徒等に対する心のケアを行う。
- ・教育活動再開に向けて教育委員会と連携し、保護者への説明、施設の復旧、備品の確保、教職員の確保等の必要な対策を迅速に行う。

爆破等の予告に対する対応方針

- (1) 児童生徒を不安にさせない配慮をし、安全確保を第一とする。
- (2) 警察との連携による校舎内外の不審物の点検、不審者の警戒を実施する。
- (3) 安全確保の上で教育活動を実施する。

保護者への対応

- ・事故の発生及び状況について連絡する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導
- ・助言を受け、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

事故発生に備えた学校体制の確立

- ・緊急時に連絡する警察署、消防署、医療機関、関係機関等の所在地、電話番号を教職員に周知するとともに、職員室、事務室等に掲示する。
- ・様々な想定 of 避難訓練を行い、生徒の緊急避難が迅速確実に行われるようにする。
- ・校舎内外の整理・整頓を行い、不要なものを撤去することにより、異常の有無を確認しやすくする。

⑰ 弾道ミサイルが発射された際の対応

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）や防災行政無線、緊急速報メール等により、弾道ミサイルが北海道方面に発射されたとの情報を把握したため、生徒の安全確保に係る対応を行う必要が生じた。

1 発生時の対応ポイント

事案発生時の対応（状況把握・初期対応）

- ・ Ｊアラートやテレビ、ラジオ等から正確な情報収集を行う。
- ・ 学校での教育活動中にミサイルが発射された場合、学校内外の安全状況を確認し、生徒や教職員等の安全確保に努める。また、状況に応じて生徒や教職員、来校者等を安全な場所へ避難誘導する。
- ・ 落下場所等についての情報を確認するまで避難を継続する。また、発射の時間が登下校時間帯の場合には、安全が確認されるまで登下校を一時見合わせる。

（参考） 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）や防災行政無線、緊急速報メール等による迅速な行動

<屋外にいる場合>

- ・ できる限り頑丈な建物や地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難する。

<建物が無い場合>

- ・ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

<生徒が学校にいる場合>

- ・ ドアや窓は全て閉めて、ドア、壁、窓ガラスから離れて座らせる。
- ・ 校庭にいる生徒は、速やかに校舎内に避難させる。

<公共交通機関を利用している場合>

- ・ 公共交通機関の乗務員等の指示に基づく行動を取る。

※ 内閣官房国民保護ポータルサイトを参考

2 発生後の対応ポイント

ミサイル落下後の対応

- ・ 生徒の安全を確認し、人的被害等が発生した場合には、警察や消防などに通報するとともに、保護者にマチコミメール等で連絡する。
- ・ 臨時休業や授業時間の繰り上げを行う場合は、集団下校等、下校のための安全な手立てを講じ、保護者にマチコミメール等で連絡する。

※臨時休業等の判断については、教育委員会が別途示す「非常変災時における道立学校の対応方針」により、学校長が判断する。

- ・ 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・ 近くにミサイルが落ちた場合の対応については、
 - 校舎内にいる場合には、教室等の換気扇を止め、窓やカーテンを閉め、目張りをして室内を密閉する。
 - 校舎外にいる場合には、口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。

教育委員会（教育局）への対応

- ・ 管理職は、生徒や校舎等に被害があった場合は、その概要について速やかに報告し、対応策等について指導助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

- ・生徒などが精神的な不調を訴えた場合には、必要に応じて、スクールカウンセラー等の派遣を要請するなど、早い段階から支援や助言を受ける。

3 弾道ミサイルの発射に備えた対応のポイント

事前の対策

- ・Jアラートが発信された場合の対応方針や臨時休業等の連絡方法などについて、生徒や保護者への周知を徹底しておく。
- ・自治体の危機管理部局等の関係機関と連携し、情報収集や通信手段等について確認する。
- ・危機管理マニュアルや学校安全計画等の点検や見直しを行う。

安全教育の徹底

- ・自治体の危機管理部局と連携しながら、避難訓練などの機会を活用して上記ポイントを指導するなど、生徒が安全な行動を取ることができるよう安全教育を充実させる。

関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全の確保）、第29条（危険等発生時対処要領の作成等）
- ・国民保護法第34条（都道府県の国民の保護に関する計画）
- ・北海道立学校管理規則第27条（臨時休業）

【通知等】

- ・「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」
（平成29年9月8日 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

【参考資料等】

- ・国民保護ポータルサイト（<http://www.kokuminhogo.go.jp/>）

⑱ 生徒の個人情報の保護

A中学校の第3学年に転入してきた生徒Bの保護者から教頭に申し出があり、当該保護者の元配偶者に生徒BがA中学校に在籍していることを知られないように配慮してほしい旨の申し出があった。

1 発生の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・校長は、当該保護者から経緯等を把握するとともに、保護者の了解を得て、関係機関と情報を共有し、以後の対応について確認する。

学校の対応

- ・当該生徒の対応について、サポート態勢を構築し、保護者の理解を得ておく。
- ・例えば、下足ロッカーや教室、廊下などに生徒Bの在籍を確認できるような要素（名札等）がないよう配慮する
- ・名簿などの記載や、写真・卒業アルバムの取扱いなどについて配慮する。
- ・授業や行事などの写真撮影、学校ホームページへの掲載などについて、個人が特定されないよう配慮する。
- ・生徒Bの住所や電話番号等が他社の目に触れないよう、金庫などに保管する。

生徒への対応

- ・心のケアのため、スクールカウンセラー等による面談を行う。
- ・面談においても何も話したがないことが考えられることから生徒Bとの信頼関係に努める。

保護者への対応

- ・学校の対応について、事前に他の保護者に説明し、了承を得る。
- ※保護者が既に支援を受けている場合、関係機関と連携を図る・
※保護者自身が支援を求めている場合には、富良野市の福祉部と連携して対応する。

校舎内に入って子どもを探そうとした場合

- ・学校安全の面からも不適切であることから制止する。
- ・暴言・威嚇などで教職員では対応できない場合、警察に通報する。
- ・接近禁止命令が出ている場合、直ちに警察や保護施設（母子生活支援施設・婦人相談所・民間シェルター等）に連絡する。
- ・当該生徒の兄弟姉妹が通う学校・幼稚園・保育所に連絡する。

日常的に配慮しておくこと

- ・学級の子どもから当該生徒の存在が漏れることも想定されることから、平素から全生徒に対して、「知らない人から友達のこと（友達の名前・住所・電話番号・保護者の名前など）を尋ねられても「わかりません」と答える」ような指導を行っておく。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、生徒Bに関する状況について富良野市教育委員会（上川教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに状況の変化に応じ適宜報告する。

外部からの問い合わせがあった場合

- ・「〇〇という子どもはいないか？」「そちらに〇〇という子どもがいると思うが・・・」「〇〇は自分の子どもだが呼んでくれないか」といった問合せや申し入れには、「在籍についても回答できない」旨を伝える。
（「そのような子どもはいない」と答えた場合、「そちらにいることは目撃しているのにいないとはどういうことか？」といったやりとりも懸念されるので注意する必要がある。）

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

適格な状況の把握

- ・日常から、学校生活のみならず、当該保護者との面談等を通して生徒Bの状況を把握するとともに、生徒Bの心のケアを行うとともに、いつでも相談できる雰囲気醸成する。

不審者の侵入防止体制の整備

- ・元配偶者からの学校への暴言や威嚇など教職員では対応することができない場合を想定し、保護者の理解を得た上で警察（生活安全課）と情報を共有する。

関係法令等

【法令等】

- ・ 地方公務員法第34条1項
- ・ 北海道個人情報保護条例第2条
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条

⑱ 修学旅行中の交通障害

修学旅行中に大規模な停電により、宿泊先に留まることも学校に戻ることもできなくなった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・修学旅行団の引率責任者（団長）は、学校に状況を報告するとともに、引率教職員に生徒の安全確保と当面の対応を指示する。
- ・引率教職員は、生徒の人員点呼・掌握を行うとともに、状況を説明し、生徒を落ち着かせる。
- ・引率責任者を中心に、生徒に対し、日程変更に伴う行動について周知を図る。

保護者への対応

- ・修学旅行団との連絡を行う窓口を管理職等に一本化するとともに、保護者に対して、状況や今後の対応等について説明する。
- ・帰路の交通手段や到着時刻、解散場所等について、マチコミメール等で保護者に知らせる。
- ・生徒の様子を定期的に学校HPなどで知らせる。
- ・修学旅行団帰着後、保護者説明会等の実施や文書の配付などにより、被災の概要等について説明し、理解を求め、必要に応じて、追加の交通費や食費等について説明を行う。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

関係機関との連携

- ・富良野市教育委員会または学校は、宿泊地域の公的機関（教育委員会等）に救援要請を行い、引率責任者に公的機関からの指示等を伝える。
- ・引率責任者を中心に、気象状況や災害の状況、交通機関の運行再開の見通し等を確認めるとともに旅行取扱業者と連携し、代替移動手段や宿泊場所、当面の安全な雑場所、食事等を確保する。
- ・旅行取扱業者と協力しながら関係機関から正確な情報を収集する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

未然防止策

- ・無理なく、かつ綿密な計画を立てるとともに、各自治体が作成しているハザードマップなどを活用して旅行先の安全性を確認するなど、詳しく事前の調査を行う。
- ・修学旅行中に想定される危険箇所・事故、利用する見学施設や宿泊施設周辺の避難所、医療機関等について、引率教職員で確認を行う。
- ・利用する見学施設や宿泊施設の管理者等と避難対策等の事前の打合せを行う。
- ・修学旅行等における緊急事態発生時の校内体制を確認するとともに、引率教職員の役割を明確にする。
- ・生徒に対して、修学旅行時における事故や災害発生時の対応について指導する。
- ・保護者に対して、保護者説明会等において、修学旅行の行程とともに、緊急時の対応についても、予め説明する。
- ・保護者等からの問い合わせの殺到などにより、学校の電話が使用できなくなった場合を想定し、ホームページや電子メールなど、事前に保護者等とのルールを決めておく。
- ・気象情報や交通情報の収集方法を確認するとともに、事前に最寄りの駅や関係機関等と十分連携をとり、事故発生時に迅速に情報を得られるようにしておく。

※待機時、保護者への受け渡しの際は、感染症拡大防止の観点（消毒、ソーシャル・ディスタンス、マスクの着用）も踏まえて行う。

⑳ 入学者選抜への遅刻（学力検査場へ向かう交通障害による遅刻）

生徒がA高校受検のため、学力検査当日の朝に乗車した自家用車が、国道237号深山峠付近での事故により、渋滞に巻き込まれた。保護者からの電話で、渋滞の状況と当該生徒が学力検査に遅刻する恐れがあることを知った。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・保護者から連絡を受けた教職員は、学校は生徒の状況の把握及び別経路での移動等を確認し、落ち着いて受検会場に向かうことを指示するとともに、後ほど連絡することを告げる。
- ・連絡を受けた教職員は、速やかに管理職に報告する。

高校への連絡

- ・管理職は、把握している当該生徒の状況などについて、A高校に連絡するとともに、高校の対応を確認する。当該生徒の詳細がわかり次第、適宜連絡する。
- ・生徒のA高校への到着と対応の状況の報告を依頼する。

保護者への対応

- ・A高校への連絡が完了していること、高校の対応予定等を伝え、不安解消に努める。
- ・渋滞から抜けられたら、A高校への到着予定時刻等を中学校に連絡するように依頼する。

教育委員会への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 事前準備のポイント

生徒への事前指導

- ・気象状況及び公共の交通機関の運行状況等を十分に把握し、時間に余裕をもって移動するように指導する。
- ・交通傷害に備え、移動の代替手段を考慮することを指導する。
- ・事故等により交通傷害等が発生し、どの方法を用いても受検会場に行けない場合は、直ちに中学校へ連絡するように指導する。
- ・受検前の学活等において、受検の心得について説明する。

関係機関との連携

- ・受検校の連絡先（電話番号等）を把握する。
- ・受検日前日・当日の気象状況等を把握する

学校における連絡体制の確立

- ・受検校ごと受検生氏名、受検番号、連絡先等を把握し、一覧にまとめる。
- ・学級担任、進路指導主事、管理職の連絡体制を確認する。
- ・生徒に、中学校等の緊急連絡先（電話番号等）を周知する。

② 報道機関への対応

1 対応のポイント

- ① 学校が主体的に誠意をもって対応するとともに、生徒の人権尊重という視点に留意しながら、正確な情報を積極的に公開する。(関係保護者等から公開の了解を得る)
- ② 報道対応チームを立ち上げ、報道対応窓口は一本化する。
- ③ 正確な受け答えをするために説明資料・想定問答等を準備するとともに、公務員の守秘義務に留意する。
- ④ 背景や原因に関することは慎重に対応する。
(例えば、早い段階で「いじめはなかった。」と断定しない。)
- ⑤ 多数の取材が予想される場合には、事実の状況把握を勘案しながら、記者会見の設定をできるだけ早く行う。

2 基本的な対応の在り方

ポイント①

報道機関の背後には、多くの町民・道民・国民の世論があることを認識し、感情的に反発したり、取材を拒否したりすることなく、学校が主体的に誠意をもって迅速に取材対応する。

- ・ 学校の指導・対応等に不十分な点があった場合には素直に認め、そこを出発点として、今後の指導や教育活動に改善にいかし、信頼回復に努める。

ポイント②

個人のプライバシーや人権に配慮するとともに、公務員の守秘義務にも留意しながら、正確な情報を積極的に公開する。

- ・ 「出せる情報」と「出せない情報」を区別するための「情報管理」が重要となる。その際、事案のきっかけや背景と判断される可能性のある個人情報等については、生徒の人権尊重の立場で判断する。
- ・ すべての報道機関に公平に情報を提供する。
- ・ 守りの姿勢、隠そうとする意識が目立つと、「隠蔽体質」「責任逃れ」という印象を与えることにもなり、生徒や保護者の信頼を失い、その後の対応・指導に支障をきたす。
- ・ 公開できない情報や教育的配慮により取材に応じられないときは、その理由を丁寧に説明し、理解を求める。

ポイント③

電話・来校による取材・問い合わせ等の対応窓口を一本化する。

- ・ 管理職等の担当教職員を選んで対応窓口を一本化し、全教職員に周知徹底する。
- ・ 報道対応チームを立ち上げ、想定問答等の作成を行うとともに、事故の関係保護者等との情報連携を行う。特に公表によって重大な影響を受ける関係者には、事前に説明し、了解を得ることが望ましい。
- ・ 必ず、社名・記者名・電話番号・質問内容等を記録し、把握しておく。

3 留意事項

- ① 正確な受け答えをするために、メモ・資料・想定問答等を準備する。
- ② 教育委員会と連携して対応する。
 - ・ 人的支援を必要とする場合は依頼する。
- ③ 生徒が校内にいる時間帯は、会場を確保して校外で開催することを検討する。
- ④ 校内で実施する場合は、取材条件(制限事項)を決め、報道関係者に伝える。
 - ・ 取材時間、場所、校内における立ち入り禁止場所、撮影禁止場所の指定、生徒への直接取材の自粛を依頼するなど、教育活動に支障をきたさないように配慮する。
 - ・ 制限する場合は、その理由を丁寧に説明し、理解を求める。
- ⑤ 取材記録・新聞記事等を一元的に集約し、保存する。